

平成27年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成27年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成27年12月7日（月） 午前9時00分 開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 | 中川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 中川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第7号 | 中川村住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第8号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 日程第12 | 議案第9号 | 平成27年度中川村一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第10号 | 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第12号 | 平成27年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第11号 | 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 一般質問 | |

3番 松澤文昭

- (1) 中川村インフラ長寿命化計画の住民への周知と、遊休施設の有効活用及び利用者が少ない施設について、利用者の増加を図り村の活性化につなげる取り組みを

9番 山崎啓造

- (1) 中川村農業の今後のそのように見据え進めるか

5番 中塚礼次郎

- (1) 里山整備について
- (2) ふるさと納税への取り組みについて

6番 柳 生 仁

- (1) 高齢者福祉について
- (2) 子ども子育て支援と少子化対策について

7番 小 池 厚

- (1) リニア建設と村の将来像について
- (2) 「地域包括支援システム」の取り組みのその後について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	湯澤賢一
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	山崎啓造
10番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成27年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成27年12月7日 午前9時00分 開会

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長

おはようございます。

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年12月中川村議会定例会を開会をします。

ここで議案の訂正があります。

議案第1号、表紙の差しかえをお手元に配付しておきましたので、差しかえをお願いをします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長

おはようございます。

平成27年中川村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎えて何かとご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。

リンゴの収穫もおおむね終わり、農家はやっと一息という感じかと思えますけれども、東京大学の鈴木宣弘教授の試算によると、TPPによって長野県のリンゴの生産額は42.5%もの減少が見込まれるそうです。大筋合意と言われるTPPが、すぐに本当の合意に至るものかわかりませんが、今後、TPPがどうなるのか大変心配をしております。

一方、目を西に転じると、パリで同時多発テロが起こったり、ロシアの爆撃機が撃墜されたり、非常にきな臭い気配が漂っています。軍事力によって報復しなければ気が済まないムードが高まり、イギリスもシリア空爆を開始しました。さらに多くの罪のない人々が巻き添えになって、その家族が報復を近い、ますます状況は悪くなっていくのではないかと危惧します。

集団的自衛権を可能にする安保関連法が良識の府とは思えないどたばたのだまし討ちを経て成立したそうですけれども、世界で一番あちこちに攻撃を仕掛けている米国を助太刀することで日本も報復の対象になるのではないかと心配します。

今の争いは、昔の戦争のような前線での戦いではなく、お互いに日常生活の場への攻撃となっています。それ自体も、もちろん恐怖ですが、それを抑えるために国民生活への監視が強化され、みんなが疑心暗鬼になっていくのも恐ろしいことであります。

力による対処療法ではなく、根本的な原因を解きほぐして問題を解決しようとする平和的努力こそが日本国民が日本国憲法の前文で国家の名誉にかけて誓ったことではないでしょうか。我が国は、そういう国を目指していかなくてはいけないと思います。

さて、話題になった地方創生については、議員各位のご協力も得て中川村まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンを策定することができました。村の総合計画、基本計画を補完するものになったと思います。

また、本会議開催中に次期中川村過疎地域自立促進計画案をご説明申し上げます。

ともに、遂行していくに当たっては引き続きの議員各位のご協力が必要でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案申し上げる案件は、中川観光開発株式会社の経営状況の報告が1件、中川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定が1件、中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例など条例の一部を改正する条例が5件、中川村住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例1件、損害賠償の額の決定及び和解についてが1件、平成27年度中川村一般会計補正予算（第4号）など補正予算が4件であります。

また、最終日に中川村高齢者憩いの家改修工事請負契約の締結についてを追加提出する予定であり、何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げ、定例議会開会のあいさつといたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長

ここで2番議員より帽子着用での出席の許可の申し出がありました。

許可をしてありますので、よろしくお願ひします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により4番 鈴木絹子議員及び5番 中塚礼次郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催をして協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日12月7日から11日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号から議案第7号までの条例案件、議案第8号の一般議案及び議案第9号から議案第12号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いいたします。

8日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

9日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会は、その中で

審査をお願いいたします。

10日は議案調査とします。

最終日の11日は、午後2時から本会議をお願いし、議案第13号の一般議案の上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いいたします。

その後、請願、陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、請願、陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定であります。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、日数が比較的少ないわけですが、非常の盛りだくさんの議案が出ております。円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から11日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から11日までの5日間と決定をしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付をしておきましたので、ごらんをいただき、ご了承を願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付をしておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号について報告を求めます。

なお、報告第1号は中川観光開発株式会社の経営状況について報告をしていただきますが、後ほど時間をとり、細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

報告を求めます。

○振興課長 報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の規定に基づき同会社に係る第45期の経営報告及び決算並びに第46期の事業計画について報告するものでございます。

国内の景気は緩やかな回復基調にあるとされているものの、地方への波及は、いまだ実感されていない状況にあります。

また、旅行業界においては、一部地域ではインバウンドツーリズム増加による下支えがある一方、一般国民の消費は、旅行のみならず、総じて低く推移している状況にあります。

こうした状況の中、中川観光開発株式会社の第45期決算は、総売上高1億7,117

万円で、前年比 108.2%、1,290 万円の増、経常利益が 198 万円となり、2 期連続の赤字から辛うじて抜け出し、黒字決算となりました。

事業報告でございますように、前期のような大雪による予約キャンセルなどの大きなアクシデントが少なく、消費税造成による影響の緩和などもあり、各部門とも前期より売り上げが回復しております。

また、燃料費の値下がりや外注委託業務の直営化などにより経費削減も図られております。

第 46 期においても、引き続き合宿誘致や新たな企画を検討するなど、積極的な営業活動を展開して各部門における増収を図り、着実に回復への道筋をつけていくよう努めていく方針が 9 月 28 日に開催された株主総会で確認されております。

村といたしましても、この施設が村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からのご支援をお願いを申し上げて、この場の説明とし、詳細につきましては、席を改めて説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 1 号 中川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第 1 号につきまして説明させていただきます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法に規定されている事務以外の事務で村が個人番号の利用及び特定個人情報の提供を規定するものであります。

第 4 条では、法律第 9 条第 2 項に基づく独自利用事務、特定個人情報の庁内連携事務として、別表第 1 で福祉医療費給付金の支給事務と教育委員会における要保護及び準要保護児童・生徒に係る援助費の支給に関する事務を規定し、第 4 条第 2 項では別表第 2 により庁内連携として提供できる特定個人情報を規定しており、福祉医療給付金の支給事務では地方税関係情報と住民票関係情報としています。

第 5 条では、法律第 19 条第 9 号の規定により同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供を規定しており、協議委員会は他の機関となりますので、要保護及び準要保護児童・生徒に係る援助費の支給に関する事務で提供できる個人情報は生活保護の情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人の情報としています。

これらの情報を提供することにより、手続が簡素化され住民の負担が軽減されるとともに、行政事務の効率化が図られます。

法律による関係条項の施行の日と同じ平成 28 年 1 月 1 日から施行するものです。

- 議長 よろしくご審議をお願いいたします。
説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
日程第5 議案第2号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 提案理由の説明を求めます。
- 住民税務課長 議案第2号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について説明をいたします。
例規集は1巻の401ページになります。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い
印鑑登録証としての住民基本台帳カードが廃止されるため、中川村印鑑の登録及び証明に
関する条例の一部を改正する条例の制定を行うものです。
第7条第2項を削除、これは規定による印鑑登録証にかえるものの削除になります。
第9条第2項を削除、第3項を第2項とするということで、これは、住民基本台帳
カードの暗証番号の使用についての規定を削除するものです。
施行期日は28年の1月1日からとなります。
経過措置といたしまして、既に交付されている住民基本台帳カードは、個人番号カード
の交付を受けるときに引きかえで返納をしていただくようになりますが、それまでは
印鑑登録証としての使用ができるという規定を持っております。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
日程第6 議案第3号 中川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議 長 提案理由の説明を求めます。
- 住民税務課長 中川村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。
提案理由といたしまして、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたため本案を提出するということです。
本年6月の定例会において改正を行いました中川村税条例等の一部を改正する条例について、省令の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による地方税における法人番号の利用について改正が行われたため、法人番号に関する税条例の改定を行うもので、それに伴う整備改正をするものであります。
施行期日は公布の日からです。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

- 議長 長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第7 議案第4号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 長 提案理由の説明を求めます。
- 保健福祉課長 それでは議案第4号について説明させていただきます。
例規集は2巻の867ページからになります。
本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
の施行に伴い、法令で記載事項が定められていない介護保険関係の申請書についても、
この時期に合わせて個人番号を記載するように改正するもので、具体的には、介護保
険料の徴収猶予と減免に関する申請書について記載事項に個人番号を追加するもので
す。
改正箇所は、徴収猶予が第7条第2項第1号、減免が第8条第2項第1号で、いず
れも氏名と住所に個人番号を加えるものです。
施行は平成28年1月1日といたします。
以上、よろしく審議をお願いいたします。
- 議長 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長 長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
日程第8 議案第5号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につい
て
を議題とします。
朗読願います。
- 事務局長 朗読
- 議長 長 提案理由の説明を求めます。
- 建設水道課長 議案第5号について説明いたします。
例規集の該当ページは第2巻の1428ページになります。

提案理由ですが、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成27年10月7日交付、10月21日施行となり、トリクロロエチレンの排出基準が変更されたことに伴い本案を提出するものであります。

改正条例は、第12条に定める基準に適合しない下水と判断される基準値の改正であります。

第12条第10号中、トリクロロエチレンの排出基準1ℓにつき0.3mg以下を0.1mg以下に改めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第6号につきまして説明させていただきます。

例規集は第2巻1721ページからです。

提案理由は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に交付され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴い非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたため、本案を提出するものであります。

附則第5条第1項から第6項においては、年金たる損害補償、具体的には消防補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金、それから給与補償につきまして、当該損害補償の受給権者が同一の事由により、厚生年金保険法等、他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合には調整を行うことを規定しています。一元化法の施行によりまして共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合期間を有す

る者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなることに伴いまして、令附則第3条第1項から6項について、受けた災害に係る損害補償と他の法律による給付との併給調整に係る率を改めるものです。

平成27年10月1日から施行するもので、施行日と適用日が相違するため、経過措置を設けております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 中川村住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第7号 中川村住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について説明をいたします。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い本案を提出するという事、この法律によりまして個人番号カードの交付が始まるということで、住民基本台帳カードが廃止されるため、中川村住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定を行うものです。

施行期日といたしましては、28年の1月1日となります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番

(湯澤 賢一) 極めてさらりと住民基本台帳の条例を廃止するという事でありま

すが、まだ、本当に、例えば、これ、大騒ぎした、かつて、条例で、田中康夫県政のころからも、随分、問題になったり、まだ、現実的には、みんなが本当に、これ、何だったんだかなあという、わからないうちに、もう廃止になる、今度はマイナンバー制度ができるという理由だと思います。これについて、相当、お金は使っているはずでありまして、果たして、こうしたことが一体どういう意味があったのか、それで、というようなこと、例えば、これはこれでよかったんだと、みんなの税金は無駄に使われなかったんだというふうなことなのか、その辺、ちょっと、村長の考えがあったらお聞きしたいと思います。

○村 長 正直なところ、私自身もですね、実は、住民基本台帳カードを持っていないまま過ごしてきましたので、おっしゃっている趣旨というのは、大変もったもなというか、同様の感覚を持っていらっしゃる方は多いのではないかと思います。今度、このたび新たにマイナンバー制度というものが始まっているわけなんですけども、それにつきましても、国で決めたことではございますけども、正しく役に立つような形で利用されるというふうなことではないと国民としては困ってしまうなというふうなことを感じております。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 損害賠償の額の決定及び和解について
を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第8号につきまして説明させていただきます。

公用車による事故の損害賠償について和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議案を提出するものでございます。

事故発生日時は平成27年10月16日、午後3時15分ごろ。

事故発生場所は飯田市上郷黒田県道15号線張原交差点。

相手方は_____さん、被害車両は相手方の普通乗用車です。

事故の概要ですが、県道 15 号線張原交差点において赤信号のため停車していた相手方の車両右後部へ出張の帰りの職員が運転する公用車を追突させてしまったものです。

損害賠償の額は 23 万 7,631 円でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 12 議案第 9 号、日程第 13 議案第 10 号及び日程第 14 議案第 12 号の補正予算 3 件につきましては、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、

日程第 12 議案第 9 号 平成 27 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 13 議案第 10 号 平成 27 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）

日程第 14 議案第 12 号 平成 27 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）

以上の 3 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長

議案第 9 号 平成 27 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

第 1 条で予算の総額から 270 万円を減額し、予算の総額を 35 億 960 万円とするものであります。

地方債の補正は第 2 表の地方債補正によるものであります。

4 ページをごらんください。

第 2 表 地方債補正は変更でありまして、起債の目的であります義務教育施設耐震化事業中学校ランチルームほかの全国防災事業債と学校給食施設耐震化事業、学校給

食センターの緊急防災減災事業債を事業費の減額に伴いましてそれぞれ限度額も減額するもので、2つの起債合計4,050万円を1,600万円とするものであります。

7ページをお願いします。

歳入であります。

14款の分担金及び負担金であります。

民生費負担金であります。児童福祉費負担金につきましては児童クラブの利用者負担金で、利用者の当初見込み37人が55人ほどと増えていることによる増額であります。

社会福祉費の負担金であります。老人施設入所者負担金は、徴収金の段階区分の変更と4人の方の退所があったことによる減額であります。

8ページをお願いします。

16款の国庫支出金であります。

民生費の国庫負担金であります。保険基盤安定国庫負担金の額の確定による増額であります。

民生費の国庫補助金であります。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で新規でありまして、認知症高齢者グループホーム妻の家・ぶどうの木のスプリングラー整備分1,016万3,000円といわゆる荘の追加分5万円であります。10分の10の交付率になります。

教育費国庫補助金は578万4,000円の減額であります。主なものは、06の学校施設環境改善交付金であります。特別教室棟、ランチルーム等の整備終了に伴いまして事業費総額が減額になったことによるものでございます。

9ページ。

17款 県支出金であります。

県負担金の民生費県負担金であります。194万9,000円あります。これも国庫負担金と同様の保険基盤安定の額の確定によるものでございます。

県補助金の総務費県補助金は11万3,000円あります。

選挙権の年齢の引き下げに対応するため、選挙人名簿のシステム改修費の補助金であります。

民生費補助金は87万6,000円あります。平成27年度に創設をされました長野県多子世帯保育料減免事業の補助金になります。これは同時入所でない第3子の減額分に対する補助で、今年度の対象者、26人の見込みでありまして、県の補助率は2分の1になります。

農林水産業費の県補助金695万5,000円あります。

農地中間管理事業、これは農地集積に対する補助金であります。詳しくは歳出のほうでご説明させていただきます。

また、直接支払推進事業につきましては、額の確定による追加であります。

委託金の総務費委託金につきましては、国勢調査の終了に伴う精算による減額であります。

10 ページをお願いします。

18 款 財産収入であります。

物品売払収入 351 万 9,000 円であります。巡回バスの売り払いにつきましては、一般競争入札に付したところ、高額での落札となりました。落札額は 361 万 8,000 円であります。9 月の 3 号補正で 10 万円計上してありましたので、今回は 351 万 8,000 円の追加になります。

続きまして 11 ページ、19 款の寄附金をお願いします。

ふるさと応援寄附金であります。

ふるさと応援寄附金といたしまして東京都から 7 人、千葉県から 2 人など、計 13 人の方からご寄附をいただきました。使用用途につきましては、村づくり事業として特色ある地域づくり事業に、保育所費は備品購入費に、観光事業は観光パンフレットの印刷、東小学校管理費は備品購入、西小学校も同様に備品購入費に充当をさせていただくものであります。

次に 12 ページ、22 款 諸収入であります。

預金利子につきましては収支の調整を図るものであります。

雑入であります。64 万 3,000 円ありますが、これにつきましては、先ほどお認めいただきました総合賠償保障の保険金になります。

また、その下の八幡平地区消火栓新設工事負担金につきましては、10 分の 1 の地区の負担金をお願いするものであります。

その他につきましては、多面的機能支払交付金の返還金であります。農地転用や荒廃地などになっているところなどにつきまして、交付金の対象とならない分について村分の返還を求めるものであります。

13 ページ、23 款 村債につきましては、事業費の確定により起債の減額を行うもので、4 ページの地方債の補正で説明した内容でございます。

続きまして 14 ページ、歳出をお願いします。

各費目につきまして人件費の計上がありますが、内容は 23 ページからの給与費明細書のとおりであり、説明は省略させていただきますが、共済費につきましては、平成 27 年 10 月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統合されました。これに伴いまして算定基準の変更による内容変更ですので、これも説明を省略させていただきます。

01 款の議会費であります。議会費は 1 万 2,000 円の減額であります。支出を伴うものについては議会だより等の印刷代と住民懇談会のチラシの折り込みになっております。

15 ページでございます。

一般管理費のうち備品購入費につきましては、庁内にあります紙折り機、平成 14 年 7 月のもので、老朽化により更新をするものであります。

保障、補填及び賠償金につきましては総合賠償保障の賠償金で、公用車事故の損害賠償金になります。

電子化推進事業につきましてであります。

委託料で中間サーバプラットフォームVPN接続作業の委託であります。これは、マイナンバー制度に伴いましてサービスの運営基盤であります地方公共団体情報システムと村のネットワークの間を暗号化した通信で結ぶための装置の接続作業を行うための作業委託料であります。

図書管理システムネットワーク設定作業につきましては、伊那市に設置されますサーバを郡下で共同利用するための通信ネットワークの設定作業になります。

次の財産管理費の公用車管理費 3 万 2,000 円であります。任意共済掛金につきましては、台数の増加に伴う追加でございます。

16 ページをお願いします。

むらづくり事業は、地域おこし協力隊の活動にかかわる経費の調整等、補助金の中で特色ある地域づくり事業につきましては当初見込み 5 団体であったものから 6 団体に増える見込みによる増額でございます。

防犯対策費であります、7 万 4,000 円で、防犯消耗品は地区防犯と当番札の購入代と防犯灯の修繕 3 件分であります。

17 ページの選挙管理委員会費であります。選挙権の年齢引き下げに対応するための選挙人名簿システム改修を情報センターに委託をするものであります。

国勢調査費につきましては調査終了に伴う調整であります。

18 ページをお願いします。

3 款の民生費の国民健康保険費であります、国民健康保険事業特別会計に保険基盤安定分の額の確定によります繰出金であります。

老人福祉事業 533 万 4,000 円の補助金ありますが、老人福祉施設等のスプリンクラー整備補助、認知症高齢者グループホーム麦の家・ぶどうの木が行う事業への補助になります。

扶助費につきましては老人施設の措置費でございますが、当初入所者 6 人が 4 人退所し 2 人となっていることによる減額でございます。

敬老年金につきましては、実績による減額であります。

老人福祉施設管理費 39 万 6,000 円ありますが、高齢者憩いの家の薬湯の循環配管の漏水の修繕であります。

19 ページの保育所費 232 万 5,000 円の減額ありますが、このうち支出を伴うものは需用費の修繕料で、みなかた保育所の屋内消火栓のホースの取りかえ、非常用バッテリーの交換などの修繕になります。

児童クラブ運営費 10 万 1,000 円ありますが、児童クラブのおやつ代で、利用者増加に対応するものであります。

20 ページをお願いします。

衛生費でございますが、これは人件費に係るもので、省略をさせていただき、21 ページの 6 款 農林水産業費の農業費の農業振興費の農地中間管理事業 670 万円であります。新規事業ありますが、農業の構造改革を進めるため、農地利用の集積、集約化

を行い、担い手に農地を集約する場合などに交付されるものであります。地域集積協力金につきまして、該当地区は西原地域で、集積面積は20haでございます。1反歩当たり2万8,000円が交付されます。

その下の経営転換協力金は、2人の方が離農される予定で、1人当たり50万円が交付をされるものであります。

次に農地費の農業集落排水事業100万円ではありますが、農業集落排水事業特別会計への負担金で、主には人件費になります。

22ページをお願いします。

22ページ、林業費の林業振興事業でございます。美里地区の沢入で行われます森林造成事業の補助金で、1ha当たり10万5,000円の補助を行うもので、間伐などを行ったことに対して交付をするものでございます。

23ページの7款 商工費であります。

中ほどの商工振興事業80万円の増額であります。長野県制度資金の借入れが多いため、補償料、補給金の追加をするものであります。

24ページの8款 土木費であります。

このうち道路新設改良費の道路新設改良事業につきましては、補正額はゼロでございますが、事業の進捗状況に合わせて内容の調整を行うものであります。

25ページの土木費の修繕料ではありますが、一般の住宅維持修繕料ということですが、住宅の退去後の整備でありますとか、給湯器等の修繕を行うものであります。

26ページ、9款 消防費であります。

非常備消防費で積載車のタイヤ代でございますが、摩耗による取りかえ1台分であります。

27ページの10款 教育費であります。

児童生徒支援事業、これにつきましては実績による減額であります。

教員住宅の管理事業につきましては、牧ヶ原の教員住宅の撤去を行いますが、これに伴いますCEKのケーブル撤去手数料4戸分であります。

次に28ページをお願いします。

東小学校管理費であります。

このうち備品購入費ではありますが、老朽化に伴いましてサッカーゴールを2組、購入するものであります。

西小学校管理費につきましては、学校施設の維持管理費であります。

西小学校教育振興費につきましては、プロジェクターを購入するものであります。

中学校管理費3,330万5,000円の減額ではありますが、需用費につきましては、施設の維持管理費の追加ではありますが、委託料から工事費までの間で当初予算の計上時には概算で見積りで計上したところではありますが、実施設計を組んだところ総額が下がったことや、また、入札差金があり、大幅な減額となったものであります。

中学校教育振興費につきましては、特別支援学級用のタブレット端末用ソフトウェアの購入代であります。

○保健福祉課長

31 ページをお願いします。

14 款 予備費で収支の調整を行いまして 1,119 万 2,000 円を追加するものであります。

以上、一般会計です。

特別会計は担当課長のほうからご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第 10 号 平成 27 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 611 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 5 億 8,528 万円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入ですが、5 ページをごらんください。

一般会計の補正予算でも申し上げましたが、低所得者に対する国民健康保険税の軽減分等を公費で負担する制度であります国民健康保険基盤安定負担金の平成 27 年度分の額が固まりましたので、その分の一般会計からの繰入金で 610 万 7,000 円増額いたします。この繰入金は、国保特別会計では一般財源となるものであります。

6 ページの諸収入では、預金利子で収支を調整いたしました。

続いて歳出です。

7 ページの保健衛生普及事業の補助金は、人間ドック受診者が増加していることから、15 名分、15 万円を増額いたします。

9 ページの予備費で調整し、歳入額と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長

続きまして、議案第 12 号 平成 27 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 62 万円を追加し、総額を 1 億 3,062 万円とするものであります。

歳入につきましては、1 ページにございますように、一般会計繰入金 100 万円の増額と前年度繰越金の確定による 64 万 8,000 円の減額及び雑入として落雷による保険金収入 27 万 2,000 円の増額と収支調整で預金利子を 4,000 円減額いたします。

歳出につきましては 8 ページをごらんください。

7901 総務費は、4 月の職員異動による給料、手当等、合わせて 92 万 9,000 円の増額と消費税及び地方消費税の 26 年度分の確定による 102 万 5,000 円を増額し、9 ページ、予備費を 133 万 4,000 円減額して収支調整をしたものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○ 8 番

(大原 孝芳) 一般会計のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

29 ページの教育費のほうで、先ほど 3,000 万何がしの中学校管理費なんです、

3,000万円の減額ということなんです、例えば、どういう過程です、こういう大きな差額が出てしまったということなんです、ちょっと、私、予算書、持っていませんので、そうすると、当初見込みは、工事費をずっと、どのくらいの金額かなあと、当初の予算でなっていたかということと、それから、多分、設計事務所だったり、多分、見積もり依頼していると思うんです。それから、なおかつ、工事発注にはですね、当然、同じ業者さんがかかって、金額を変えてくるんですが、同じ業者がやるわけですね？これ、恐らくね。だから、余り起きない事案だと思うんですが、そこら辺は、やっぱり、余り、私たちも予算審議するときにはですね、やっぱり、大きな見込の中でね、全体のボリュームの中ではね、この工事っていうのはそんなに大きくないかもしれませんが、やっぱり余り議会の中で——議会っていうかですね、予算と決算の大きな違いっていうのは余り好ましくないと思うんですが、こういったことを反省材料として、もし、するとしたらですね、どういうことが問題だったかということちょっと聞きしたいと思います。

○教育次長 それでは私のほうからご説明したいと思います。

一般会計の補正予算書の28ページ、29ページにわたった中学校の耐震関係の実設計業務、また工事費の減額の件であります、中学校の耐震補強工事につきましては、今27年度であります、26年度後半で耐震診断を実施をしまして、耐震診断の結果が参ったのが3月でございます。27年度の予算編成が、その耐震診断の途中でいうスケジュールでありますので、まだ耐震診断の結果が出る前に当初予算の額を提出しなければいけないという日程的なものがありまして、設計事務所のほうで、当初予算、ちょっと私も、予算書、持っておりませんので、当初の額、今、申し上げられませんが、設計事務所のほうから示されました耐震補強の概算の額ですね、それを当初予算に盛りました。3月に耐震診断の結果が出まして、4月以降、実施設計に移ったわけでありまして、その時点で詳細な設計額が出てきたということで、当初予算に対して実際の工事額がかなり下回ったという結果になりまして、今回、減額をさせていただくものであります。

○8番 (大原 孝芳) 過程はね、多分、もくろみで盛ったと思うんですが、やっぱり、行政の中でですね、そういうお金が、やっぱり、余りね、大きく違うっていうことは、私は余り、今、言ったように、やっぱり余りいいことじゃないんじゃないかなあと思うんですが、例えば、これは、もう、しょうがないというか、余り反省するような事案ではないというような、そんなようなお考えでしょうか。

それと、もう少しね、例えば、何ていうんですか、近い数字ならね、納得するんですが、逆に増工であったなんていったら大騒ぎになっちゃうんですが、減額なもので、しょうがない、いいとはするんですが、余り、その数字の大きな開きっていうのはね、幾ら概算のものにしてもですね、余りいい事案じゃないと私は思うんですが、次長あたりはどんなふうにお考えでしょうか。

○教育次長 反省点といたしましては、時間的に、今回、耐震ということで、短期間、早期に仕上げる必要があったということで、耐震診断を1年目、2年目に実施設計と工事とい

うことで、厳しい日程の中で、本年度、設計と工事を行ったということで、どうしても概算で当初予算を載せざるを得なかったわけですが、時間的な余裕があるものであれば、例えば実施設計を前年度、詳細設計を前年度、翌年度に工事ということで進めてまいれば、より正確な当初予算、工事費については計上できるという反省しています。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに議案第9号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第11号 平成27年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ398万円を追加し、総額を2億398万円とするものです。

歳入につきましては、1ページにありますように、新規接続及び滞納に係る負担金370万円の増額と前年度繰越金の確定による28万6,000円の減額を行い、収支調整で預金利子を6,000円の減額としました。

歳出につきましては8ページをごらんください。

7801 総務費は、消費税及び地方消費税の26年度分の確定による不足額163万

8,000 円を増額し、7810 公共下水道維持管理事業は片桐浄化センター機器類修繕料 252 万円と公共ます等の設置工事費 140 万円を計上し、10 ページ、予備費で 157 万 8,000 円を減額して収支調整をしたものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は 10 時 25 分とします。

〔午前 10 時 11 分 休憩〕

〔午前 10 時 25 分 再開〕

○議 長

会議を再開します。

日程第 16 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3 番 松澤文昭議員。

○3 番

（松澤 文昭） 私は、さきに提出した一般質問の通告書によりまして公共施設の長寿命化計画の住民への周知と、あわせまして遊休施設の有効活用と利用者の少ない施設の利用者増加により村の活性化につなげるために、私の提案を含め、村の考えをお聞きをします。

国では、全国の市町村が公共施設の長寿命化計画を策定することによりメンテナンスサイクルの構築を図り、新技術の開発、メンテナンス産業を育成し、トータルコストの削減、あるいは平準化により、限られた予算や人財で安全性や利便性の維持、向上を図るとインフラ長寿命化計画に対する基本的な考え方を示しております。これは国の財政状況の悪化により、今後、国からの地方交付税が減額されるという国のサインだというふうに私は考えます。

中川村では、自主財源が少ない中、国からの地方交付税が減少すれば、村の財政状況は悪化し、加えて健康、福祉、環境などの義務的経費が増えることが予想され、ますます投資的な経費が減少することが考えられます。

この国の言う長寿命化計画に対する村長の所見をお聞きします。

○村 長 今あるインフラの維持、管理、修繕をきちんとしていって、それを長期間、適切に使えるようにするという事は、国の財政もですけれども、村の村政の財源を節約する上でも大変重要なことであり、それは当然やっていかなくてはいけないことだというふうに思っております。

とはいえ、これまではですね、どちらかというと新しいものをつくるときにはいろんな補助があつて、場合によってはですね、その補助を充てにしてやや過剰なものをつくって、その後の維持管理のほうがちよつと重荷になってしまうと、極端に言えば負の遺産と言われるようなものを抱えてしまったという、そういうお話も時々耳にするわけでございますけども、今回、長寿命化計画をつくることによってですね、その建てたときだけではなく、その後の維持管理についても何がしかの補助が得られるというような仕組みになってくるのであれば、村としても大変ありがたいことだし、そういう形の取り組みは当然していかなくてはいけないことだというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長が言われましたように、新規のもの、箱物施設につきましては、やはり財政事情等によりまして難しくなったかなあというふうに思うわけでありまして、したがって、古くなった箇所やほころびを繕いながら今ある施設を大切に使う時代になったかなあというふうに思うわけでありまして、まさに使い捨てという時代は終わったというふうに考えます。

そこで、中川村でも橋梁の長寿命化計画、あるいは公営住宅の長寿命化計画、中川村水道事業計画の基本計画などが策定されましたし、学校だとか公園だとかため池などの安全診断も実施されております。また、固定資産台帳の整備も進んでいるわけでありまして、これらの中川村のインフラ長寿命化計画に対する村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ただいまの質問につきましては、担当であります私のほうから答弁をさせていただきます。

住民の皆さんの要望や生活としての必要性などによりまして、地方自治体では生活や産業の基盤としてさまざまな施設の整備を長年にわたって進めてきました。

しかし、施設の老朽化に対する安全対策の強化や将来の改築、更新に係るコスト等、大きな財政負担を伴うことが見込まれます。

このような背景から、国では地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や事前防災減災対策の取り組みなどを財政支援する制度を創設しており、村では、このような制度を活用するため各種の長寿命化計画を策定しています。

一方、国が義務づける統一的な基準による地方公共団体における財務書類等の作成では、固定資産台帳の整備が義務づけられておりまして、本年度、当村においても整備を進めております。この固定資産台帳は、公共施設等の管理にも活用する方向が示されており、具体的には、公共施設等総合管理計画の策定が求められています。過去に建設した多くの施設等がこれから更新時期を迎える一方で、村の財政は依然として地方交付税や起債に頼らなければならない中、長期的な視点に立って公共施設の総合

的かつ計画的な管理を行うため、現在、策定されている個別の施設計画の上に公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定することを考えております。

村民への皆さんへの情報提供につきましては、国では議会への報告や公表方法についても各地方公共団体の実情に応じて適正な方法により実施していただきたいということでありまして、手法は今後の検討になりますけれども、情報提供は行う方向で考えております。

以上です。

○3 番 (松澤 文昭) 今、話がありましたように、中川村でもインフラの長寿命化対策だとか固定資産台帳の整備が進んでいるということでもあります。

したがって、私は、先ほど村長が言われましたように、このインフラの長寿命化によってコスト削減を図るためには、これらの情報を一覧にしまして、点検の診断結果、あるいは長期の修繕計画、更新計画を、当面は10年くらいかと思えますけれども、できれば、体制を整えば長期計画につきましても住民に知らせる必要があるというふうに思っております。今、28年度と言いましたけれども、できたものからといいますか、一覧にして早急に提示をしていく必要があるというふうに考えておりますけれども、そこら辺の村の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 28年度に策定します公共施設等総合管理計画、この中では、今現在、長寿命化計画を立てているものも、場合によっては、若干、時期等の見直しをしなければ財政的に賄いきれないということも出てくる可能性がございます。そのために、一応、28年度の公共施設等総合管理計画、これができてから皆さんのほうへお示ししたいというふうに考えておりますので、ご了承願います。

以上です。

○3 番 (松澤 文昭) できてからということでもありますけれども、私、考えるに、なぜ情報提供をする必要があるかなという点でもありますけれども、やはり、点検診断結果、あるいは長期修繕計画、更新計画の一覧等が示されないと、村民は各施設の状態、果たしている役割や機能、あるいは利用状況等を踏まえ、当面、課題になっている施設修繕を、随時、要望することが考えられるということでもあります。したがって、長期修繕計画あるいは更新計画の提示によりまして、当面、課題になっている施設修繕を修繕計画あるいは更新計画に合わせて改善するように提案できますし、また、村民にも理解されるというふうに考えております。

また、職員がこの情報を共有化することによりまして横の連携によるコスト削減も考えられるということでありまして、したがって、村民に目に見える形でこの情報が伝わるような方策を考えることが重要だというふうに考えておりますので、村の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 今現在、ホームページ上では1件のみ長寿命化計画を公開しております。ちょっと、担当部署とも、この件につきましては、また検討させていただきまして、対応のほうを考えさせていただくということで、きょうのところはお願いをしたいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 1件ということじゃなくて、やはりすべてのものの計画、修繕計画

あるいは更新計画を一覧にするということが非常に重要かと思っておりますので、そんな点で、ぜひとも対応をお願いしたいというふうに思うわけであります。

続いて、前段、申し上げたインフラの長寿命化対策によるトータルコストの削減ということは、中長期的には非常に重要なことだというふうに考えますけれども、視点を変えますと、村が所有する施設について、遊休施設の有効活用、あるいは利用状況が低い施設について利用者の増加を図るということにつきましては、村の活性化を図るための重要な取り組みだというふうに私は考えております。したがって、短期的にはインフラの長寿命化対策より村として重要な課題だというふうに私は考えているわけでありますけれども、村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長

ちょっと一般質問の通告と、ちょっと順番が、私の思惑と違ったので、すみません、前後したりしてしまうかもしれませんが、何か、こう、村の課題といいますか、やらなくてはいけないことがあって、それを達成していくためには、どういうやり方が一番効率がいいか、無駄がないかというふうなことを考えていったときに、そのときに、その遊休施設をうまく利用して、本来、また違う目的でそれを活用できる、そのことによって節約できるということは大変あるかというふうに思います。大変いい方法だと思うし、実際、村としても、例えばバンビーニは、チャオの上のところ、あそこも、ちょっと会議室として余り使われていなかったところを、ああいう形のお母さんと子どもたちの施設というふうな形であれしましたし、かつらの丘のところも、炭焼き小屋のところの建物をですね、ジビエの解体のところというふうな形で、そもそもその目的とは違う形で使うというふうなことをやってきて、節約ができていますのかなというふうなことは思います。

ただ、一般論として、何か、こう、そういう目的があることを達成するためにどうすればいいかなというのではなくて、あいている施設があるから、それを何とか利用せないかなというふうな形で考えていくというふうなことは、そのために何か、こう、目的をですね、それに合った目的を考えるっていうのは、そもそも、そんなにこういうことをしなくちゃいけないという課題があったのではないところでも、それを、こう、何か目的を合うようなものを見つけてやるというふうなことになっていくとですね、当然、今ある建物の改修のコストもかかりますし、その事業を、何かそれに合った事業を始めようとしたときに、そのために人件費を張りつけたりとかですね、いろんな、こう、ランニングコスト、その事業を続けていく限りは発生するコストというものも出てしまうというふうなことになって、だから、本当は、こんなことをしなくちゃいけないなあと考えていたことでないことをするのにコストが出ていくということになってしまうと、必ずしも節約にはならず、無駄が出てしまうことにもなるのかなというふうなこともあるので、ちょっと、その辺が、あいている施設だから何か有効利用しなくちゃいけない、もったいないというふうにやって、何かすることが、逆に、また、もったいないことを、状況をつくってしまうっていうこともあるのかなというふうなことは感じる次第でございます。

○3 番

(松澤 文昭) 村長の言われるとおりだと思います。やはり、活性化をするための

目的が、やはりあって、そして、遊休施設があったとしても、それに多大なコストをかけて改修をして、逆にデメリットになるというふうなことも考えられると思いますので、その点は、そのとおりなんです、やはり遊休施設があるということになれば、それを村が考えている目的に沿ったようなものにコストをかけなくて利用できるという方法ができるとすれば、やはり利用していくべきだというふうに考えておりますので、そんな点で、ちょっと今回の一般質問では、遊休施設として、今、陶芸館が遊休施設になっているわけでありまして、それにつきまして、私の考え方も含めて、ちょっと聞きたいと思うわけでありまして。

現在、陶芸館につきましては望岳荘の指定管理という施設になっているということでありまして、現在の陶芸館の現状、運営状況につきましてお聞きをしたいと思います。

○振興課長

ご質問にありました陶芸館、条例では一帯を触れ合い観光施設、あの一連の施設を体験館というふうに称しておりますが、この利用状況については私のほうからご説明を申し上げます。

今、お話がありましたように、触れ合い観光施設等、体験館を含めた一連の施設につきましては、平成 18 年度から望岳荘と一体的に指定管理者である中川観光開発株式会社のほうに管理運営を委託をしている施設でございます。

利用状況についてであります、利用者の減少や窯の故障などもありまして、陶芸体験のほうは休止をしており、平成 21 年～23 年にかけては、村がふるさと雇用再生特別事業として地域資源活用コーディネート事業を観光会社のほうに委託をし、観光会社が雇用した社員が、そこを活動の拠点としながら、その利用、活用方法等についても研究をしてきたところであります。しかし、残念ながら本人の事情により退職をされ、その後は、恒常的に利用はされておられません。村内の団体等がイベント等に数回程度、一時的にそこを使ったり、夏季の合宿受け入れ時期に学生が使用したりしているというふうに聞いております。

今のところ、観光会社でそこを拠点にした新たな事業展開や、また、本来の団体事業者等であそこを使って何かやりたいというような話は、特別はないというふうに聞いております。

○3 番

(松澤 文昭) 今、話がありましたように、陶芸館は望岳荘の指定管理というふうになっているわけでありまして、実際は遊休施設としてあいているということでもあります。

そういう中で、望岳荘の指定管理になっているということでもありますけれども、通年営業をしております望岳荘の従業員が陶芸館の利活用について考えるのは、私は無理があるというふうに考えております。

また、担当部署であります振興課だけに任せるのではなくて、庁内横断のプロジェクトチームをつくり、いろんなアイデアを持ち寄り、場合によっては村民の意見を取り上げながら、夢のあるような利活用案をつくっていくということが村の活性化につながるというふうに考えておりますけれども、村の考えをお聞きいたします。

○村 長 先ほど申し上げたような次第でございまして、あいている、そこをどういうふうにご利用するかというの、そういう流れで考えるということよりも、例えば、お母さん方が友達がいなくて孤独で虐待しそうなところまで追い詰められたみたいなところをどう解消するかというところの、こう、つながりができる集いの広場をつくる、じゃあ必要だ、じゃあどこがいいのかという中でチャオの2階を選んだというふうな、そういうような流れの発想がいいなというふうに思っておって、だから、あそこをどう、あいているから、もったいないから、どう使うんだというふうなことを、必ずしもやることはなくてもいいのかなというふうに思っています。

いろいろについてはですね、その隣のいろいろについては、民間の方から提案があって、そこを賃料をいただきながら使っていただいて、かつ、あれが、また、その村の中の一つの、鹿肉が食べられたり赤そばが食べられたりというふうな魅力的な施設として活用されておってありがたいなと思っております。だから、前から、その陶芸館についても、そういう形で誰か民間の方が、志というか、意欲のある方が使っていただいて、商売にもなるし、村の魅力にもなるしっていう、そして、かつ、何よりも村としてコストをかけずに済むというふうなことがあればいいのかなというふうなことを感じている次第でございまして、なかなか、ちょっとした打診ぐらいのことはあるんですけども、具体的な話までは行ってないというところがございすけれども、余り、そこで、こう、何かみんなで考えて、いいなという話になって、ちょっと後に引けなくなって、それを、こう、実行して、さっきのような形で、ちょっとコストがかかるというよりは、何かそういう人があらわれたときに使っていただくというふうなほうが、何か始めちゃうと使えなくなってしまうわけですし、そのほうがいいのではないのかなというふうに今は考えているところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私が、ちょっと考えておりますのは、今さっき話がありましたように、当面の活用方法として、最終的にはプロジェクトで活用方法を検討してもらおうとしても、当面として私がちょっと考えているのは、全く施設改修をしなくても利用できる方法っていうのはないのかなあとということで私が考えておったのは、あそこを、当面の活用方法として、体験プログラムの施設として陶芸館を利用したらどうかなあとというふうに考えているわけでありまして。これ、中川村には多くの工芸作家の方が在住をしております。これらの方に、例えば1日だとか半日だとか、あるいは2時間程度で完成できるような体験プログラムを作成してもらって、村民だけではなくて、中川村に来てもらっている交流者、あるいは望岳荘に宿泊される方に体験をしてもらう施設として利用したらどうかなあっていうふうに考えているわけでありまして。今の旅行のトレンドといいますのは、旅行をすることではなくて、行って何をするかということに重点が移っているというふうに私は考えております。特に体験プログラムによって交流者に体験をしてもらうということは、旅行のトレンドであります行って何をするかにつながるわけでありまして。したがって、例えば、望岳荘との、宿泊とのタイアップ企画、あるいは、飯島・中川定住促進協議会で実施しているイーラとの連携による体験プログラムを企画する中で、宿泊者の増加及び交流人口の増加につながる

ような施設活用を検討してみる必要があるんじゃないかと思うわけであります。イーラは、御承知のように地元に住む人たちが地元ならではの楽しさを参加者の皆さんとともに楽しむことを目指しているわけでありますけれども、それに外部の交流者を加えると、中川村へ来てもらった人たちを加えるということによって、より深く中川村の魅力に触れることになりまして、中川村のファンづくり、リピーターづくりにつながるんじゃないかと考えているわけであります。そんな考え方を持っているわけでありますけれども、村の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長

イーラは、飯島、中川を中心に伊南のほうにも広がっていきつつあるということで、もともとはオンパクといいますか、別府でしたかね、あそこのほうで、その地域おこしを何かしようというようなことで、期間を決めて、そこの中で地域の人たちが自分の得意なところをみんなに見せたり、一緒に何かをしたりというふうなことでやるといふような形で始まって、このあたりでも大変おもしろい成果を上げているというふうに理解しています。

ただ、工芸作家の皆さんとは、割といろいろ接点があるんですけども、ちょっと御本人に聞いてみないとわからないですけども、例えば、あそこのところで変わりばんこに工芸作家の皆さんが体験教室みたいなことをやるということについては、多分、余り乗っていただけないのではないのかなというふうな感触は、聞いてみないとわかりませんが、持っておりますし、工芸作家の皆さんは、やっぱり日を決めてですね、ゴールデンウイークにアトリエ解放展というふうな形でコミュニケーションをしたり、ガラス工芸なんかだったら、ちょっと体験をさせたりとか、いろんなことをしながら、工芸だけじゃなくて、お芝居とか音楽とかも広がっていているというふうな、そういう発展性のあることをやっているわけなんですけども、なかなか普段のお仕事というふうなことも当然あって、ああいうお仕事ですから、やっぱり集中して取り組みたいというふうなこともあって、余り、こう、煩わせられるのは困るという方もいらっしゃる中でですね、そこで、ちょっと聞いてみないとわかんないですけども、非常に、恐らくは、なかなか賛同していただけないのではないのかなというふうな気がいたします。

○3 番

(松澤 文昭) 工芸作家と言いましたけれども、工芸作家に限定をしているわけではなくて、そういう体験プログラムを実施するようなことができれば、交流者とうまくいくのではないかなということを私は提案しただけで、何か、こういう工芸作家等に限定をしているわけじゃありませんので、ちょっと、そここのところは勘違いをしないように、あそこをうまく、望岳荘の利用者増加のためにうまく使おうよっていう発想でありますので、そこら辺の点については、ちょっと方向づけを考えてもらいたいなというふうに思っているわけであります。

続いていきたいと思っておりますけれども、次に、村所有の施設として全国でも珍しい天体観測施設、銀河ドームが望岳荘のすぐお隣の施設、地区にあるわけでありましてけれども、現在の運営状況、あるいは利用状況、また、村外の人でも利用できるのかどうかという点につきましてお聞きをしたいというふうに思います。

○教育長 銀河ドームは教育委員会社会教育係の計画のもとで、現在はポラリスの会の7名の会員によって運営されております。木、金、土、週3日間、開館されているわけですが、祝日の前日にも開くことがあります。

平成26年度、昨年度は、72日間、開館して入館者は258人でした。夏休み中には、名古屋の天白区子ども会や名古屋の西宿の子どもたち、また、10月には北海道の中川中学校の生徒たちも入館してくれております。

過去4年間の平均では338人という入館でありますけれども、本年度から望岳荘さんが「星がきれいに見えますよ。ぜひ。」というような声かけを積極的にしてくれまして、一般客の来館が増えておりまして、11月までの期間に410人の入館者がありました。増えているという状況であります。

○3番 (松澤 文昭) 村外の方も利用できるということがいいんですね。

それで、今、ちょっと話がありましたけれども、私も望岳荘の宿泊客として銀河ドームを活用するべきではないかなというふうに考えているわけでありまして。キーワードは、やはりゆとり、癒し、スキルアップかなあというふうに考えているわけでありましてけれども、実は、インターネット上で天体観測ツアーを探しますと、宿泊とのセット企画として、高額の宿泊企画として計画、提供されております。しかし、現在、企画されている内容につきましては、家庭用の望遠鏡を宿泊の部屋で使用して天体を観測する企画や、あるいはプラネタリウムのセット企画だとか、あるいは星がよく見えることを売りにした宿泊客が主でありまして、天体観測施設とのセット企画はほとんど見受けられません。

しかし、残念なことに中川村の銀河ドームにつきましては、インターネット上では取り上げられておりません。

天体観測は宇宙に興味のある愛好者の集まりであり、企画内容がよければ口コミで愛好者に情報が伝わります。

また、少々高額でも集客は可能です。

したがって、企画内容さえよければ集客につながるということが考えられます。例えば、天候不順等によりまして天体観測ができなければ、天体観測料金の返金等の企画内容を提案すれば、愛好家の口コミ等で情報が伝わり、リピーターにつながるというふうに考えております。

全国でも珍しい村所有の天文台施設を有効活用することは、村の活性化に有効だと考えておりますけれども、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 今、お話が、教育長から話がありましたように、望岳荘の中での銀河ドームで天体観測ができますよというような紹介をしたり、客室にも、その案内を置いているところでございます。そんな中で、今、お話がありましたように、ことしあたりは、そういった希望も増えて、一般の方も見ていただいているということでございます。

今、お話のありました、そういった銀河ドームの利用も含めたような企画については、意見としてお聞きをし、観光会社で、また検討していただきたいと思っております。

いずれにしても、村の施設でございますし、教育委員会、あるいは、先ほど管理を委託をしていると話がありました団体等ともよく相談をしていく必要があるかと思っておりますので、そんなことも研究していくように話をしたいと思います。

○3 番

(松澤 文昭) 宿泊企画として望岳荘でも取り組んでいるということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、インターネット上で見ると銀河ドームのことは一切触れられておりません。したがって、やはりPRも含めて知ってもらうということが大事かと思っておりますので、そんな点の企画を、ぜひとも、今後、検討をお願いしたいなあと思っているわけであります。

そこで、ちょっと望岳荘との関連で、望岳荘の関連のことで何回か今まで申し上げましたので、望岳荘につきまして、村の所有施設ではありませんけれども、私が考えております村の活性化等を含めて、重要な施設だというふうに考えておりますので、利用者増加対策につきまして、私が、今、考えている企画を提案をしながら、村の考えもお聞きしたいというふうに思うわけであります。

まず、一つ目は陣馬形の活用であります。陣馬形は、現在、昼間の陣馬形山頂へ集客がされているということでもありますけれども、望岳荘とタイアップをする中で、例えば、昼間は陣馬形山頂での地元産の食材を使ったバーベキューをしながら伊那谷の眺望を見る企画とをあわせて、夜、伊那谷の夜景を見るような企画を組み合わせ、伊那谷の満喫企画というようなものをつくって、そして情報発信するというにすれば、夜も、例えば夜景を見るということになれば、望岳荘に宿泊しなければならないということでもありますので、非常に宿泊企画として有効ではないかなと考えているわけであります。キーワードは、ゆとりだとかリフレッシュというふうに考えておりますけれども、昼の伊那谷と夜景の伊那谷をゆっくり見るとのことと、あわせて地元の新鮮な食材を食するというので、ゆったりとした時間を過ごしてもらい、リフレッシュをしてもらうということが大事なあと考えているわけであります。そういう点で、こういうような企画を考えたらどうかなあと思うわけでありますけれども、お答えはできないと思っておりますけれども、ちょっと村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長

陣馬形山への来訪者は増えているということで、これまでも、このような機会でもご質問いただいておりますし、商工会でも、あそこに訪れた皆さんに、ぜひ村内に滞在をしてお金を落としてもらおう仕組みづくりについて、そういうようなことでお話をいただいているところであります。

昨年、陣馬形山の活用を考える住民ワークショップを開催をしながら、商工会関係者や住民組織など、多くの方に参加をいただいて、また、望岳荘の職員にも参加をいただいて行ってまいりました。その中で出されたアイデアを生かしながら、村内の団体や事業者、望岳荘もかかわりながら、店をめぐってもらおう企画なども取り組まれているところであります。

望岳荘においても、そこを拠点に、そういった企画づくりに取り組んでいくというような方針が、先ほど報告を申し上げた中川観光開発株式会社の事業計画の中でも掲

げられているところであります。

望岳荘の宿泊者の中にも、現在も、やはり陣馬形に登りたいという方は多くいらっしゃいまして、車であったり、あるいは、近年ではトレッキングというような形で登る方もいらっしゃいます。

望岳荘の企画としてということですが、現在、望岳荘の車では、道路車両運行法上、その送り迎えができないということがあったり、ことし、ある旅行会社と陣馬形山へのツアー企画なども話をしたことがございますが、大型バスが行けないというような課題もございます。

先ほど話がありましたように、そうは言っても陣馬形に来ていただける人は多いわけですし、望岳荘に宿泊して楽しんでいただくということを考えることは重要だと思っております。そういった課題も踏まえて、また、観光会社とも相談をしながら考えてまいりたいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私が提案したいのは、特に夜景の部分でありまして、やはり、この部分をどういうふうに企画していくかということで、この部分ができれば宿泊にもつながってくるというふうに思っておりますので、やはり大型バスが入りませんので、マイクロバスをどのように使うかということが重要かと思っておりますので、そんな点も含めて、今後の企画の中で対応してもらいたいと思うわけでありまして。

2つ目は、やはり中川村の農産物、あるいは特産物の地域内材料を使用しまして、村の特色を生かした中川村の健康食、あるいは長寿食の満喫企画というようなものと、それにプラスして物語を料理の提供時に提供するというようなことがおもてなしの企画として非常にいいのではないかなというふうに考えているわけでありまして。

例えば、中川村産の米、あるいは旬な新鮮な野菜、果実をふんだんに使用することで、この料理を中心に、例えばでありますけれども、例えば、乾杯酒、食前酒につきましては養命酒で製造しているハーブの恵みを使用するだとか、これは、要するに、物語として養命酒発祥の地をPRしながら提供するだとか、あるいは、お酒は、もちろん米澤さんの地酒を提供するという、あるいは、粕の料理を提供する、これ、地元産の食材の提供だとか地酒のPR効果もあるということでありまして、例えば、蜂の子の料理の提供、あるいは蜂蜜を使用した料理の提供ということで、ハチ博物館だとか、はちみつ工房の情報提供もあわせて行うだとか、例えば、渡場のイチョウのギンナンを使用した料理の提供だとかいうことで、例えばイチョウ並木のPR、それから写真の掲載等もロビーで行ったりするということも考えられますし、地元の豆腐屋さんとの連携によりまして地元産の豆腐だとか、それから豆腐料理、豆腐関連の料理の提供、あるいは地元の猟師が捕獲したジビエを地元の獣肉加工施設で解体したイノシシ、あるいは鹿肉の提供ということで、ボタン鍋だとかもみじ鍋の提供、それからジビエ料理の提供ということで、發送次第で、私は幾らでも中川村の産物を利活用した特色のある望岳荘の料理提供ができるというふうに考えているわけでありまして。これらの企画が実現できれば、誰もが関心あります健康長寿をキーワードに、それぞれの物語、情報提供ができるというふうに思っておりますし、料理に情報のプラス効果が出

ますと、料理も一層おいしくなるというふうに考えているわけであります。

また、地元の食材を使用することによりまして、中川村の内需拡大、お金の循環ができるということでありまして、地域の経済の活性化にもつながるというふうに考えているわけでありまして、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長

さまざまなご提案をいただきました。

現在も中川村でとれた野菜のサラダバイキングは好評でありますし、料理のメニューも、できるだけ旬のものや地元産の食材を使用するよう努力はしているものと思いますが、調理場の体制ですとか、食材の安定供給、あるいは品質管理、価格などの問題もあって難しい面もあるというふうに聞いております。

ただ、今、お話がありましたように、今の旅行者、施設の利用者は、食が魅力でございますし、中川村の、そういった資源を生かして、特色のある料理であったり、売りになるものを考えていくということは必要かと思えます。これらについても観光会社に伝えて研究をしていただきたいと思います。

○3 番

(松澤 文昭) 望岳荘で刺身の提供をする必要はないと私は思っております。したがって、やはり、今のトレンドであります健康、地元産だとか長寿だとか、そういうことをキーワードに頭に入れていけば、いろんな発想が出てくると思うんですよ。そこらを踏まえて、ぜひとも、望岳荘に特色のある料理提供をしてもらうことが重要だと考えますので、ぜひとも望岳荘に、今、言ったことを提案してもらいたいなと思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○村 長

望岳荘の食については、長年の、ずっと改善していかなくてはいけないというのは課題として、望岳荘としても——望岳荘としてもというような発言をしてしまいましたが、していると思えます。望岳荘のほうの、特に役員会等々でもですね、そのあたりを諮っていただけるような形で、今までもずっと諮ってこられたことと思えますけれども、今後も、またですね、さらにやって、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

ただ、望岳荘は、2つ、いつもあるんです。意味があって、一つは、その観光の拠点として外から来た人について中川村の魅力を発信する場所ということと、それと、中川村の皆さんの憩いの場所というふうなことで、2つあって、両方に対応してはいけないというふうなところは、だから、お刺身なんか、全く、そのお刺身定食みたいなものが売れないかという、そうでもない、その辺のところは、ちょっと両方、2種類のお客様のことを考えなくてはいけないというのが、かねてからの一つの課題というふうなことであります。

○3 番

(松澤 文昭) 実は、そのことで、私が旧 J A におりましたので、上伊那の地区の生活班の中川地区の見学会ということで、約、あのとき 150 名くらい集まったのかな、その人たちが、地元の人たちが来て望岳荘の料理を見たときに言ったことが、さっき言ったことです。刺身を、なぜ、ここで提供するのかと、地元の人たちも——地元といますか、上伊那管内の人たちもそういうふうに思うわけですよ。やはり、望岳荘として特色のある料理を提供すると、地元産のものを使って提供するということは、

非常に、それにプラス物語をつけるということは非常に重要だと思いますので、ぜひ、企画として考えてもらいたいと思うわけであります。

もう一つのキーワードは、滞在時間、場所、時間の拡大をどういうふうに図っていくということかと思うわけであります。中川村での滞在時間が増えれば、当然として落とす金が多くなるわけであります。したがって、少しでも中川村に滞在をしてもらうということが大事かなあと思うわけであります。

中川村でも、今、いろんな交流者の企画がありまして、実施しているわけでありませけれども、前段、申しあげました体験プログラムだとか、陣馬形山の伊那谷満喫企画等、横の連携をとれば、中川村での1泊2日企画も実現できるというふうに私は思っております。

また、大鹿村との連携を図る中で、日本で最も美しい村満喫企画というようなことも機会をすれば、2泊3日の企画も実現できると思いますけれども、そんな企画もやったらどうかと思っておりますけれども、そこら辺の提案も含めて村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 交流人口が増加する中で、できるだけ中川村に滞在をして楽しんでいただく、またお金を落としていただくということについては、そのとおりでございまして、そういったことも含めて、今、農業を基軸とした観光交流組織、(仮称)交流センターというようなことで研究をしておりますが、これは農業に限ったことではなく、中川村のいろんな地域資源を生かして中川村に滞在をして楽しんでいただくということを考えているところであります。

そういった中で、ことし、今、研究している中では、まず交流人口の増加につなげるために、体験型観光に積極的に取り組んでいくという方針で、その受け入れ態勢づくりをことしから始めようとしております。今、ご案内をしておりますが、ことし、何回か、そういった形で講演会を開催をしたり、12月の15日、来週ですが、体験型観光民泊の勉強会というようなことで、講師の方を招いて、そんな勉強会もすることを予定しております。

農業体験に限らず、先ほどありました村内のいろいろな事業者さんですとか、そういったところと連携を図って、そういったプログラムづくりを考えていくことが必要と考えております。

いずれにしても、このことについては、村単独、村が主導というよりも、やはり、それにかかわる皆さんがお互いに知恵やアイデアを出し合ってやっていくことが必要かと思っております。

先日の商工会との産業懇談会においても、商工事業者の皆さんにも、ぜひ、そういったことで知恵やアイデアを出していただきたいというふうにお願いをしたところであります。

村、あるいは観光協会と、そういった民間の皆さんと一緒に連携をして研究をしてまいりたいというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私のほうでいろんな提案も申しあげたわけでありませけれども、私、

実は、一番期待をしているのは交流センターであります。今、検討されております交流センターが、やはり先ほど申し上げたようなキーワードをもとにいろんな企画を立てていくと、そして中川村の食材だとか、それから中川村の魅力だとか、そういうことにプラス物語、情報発信もつけながら中川村のファンづくり、リピーターづくりをしてもらって行くことが非常に重要なと考えているわけでありまして、これ、最終的には中川村の人口増加対策にもつながってくるというふうに考えております。したがって、この中川村の交流センターが今後とも非常にいい機構といいますか、組織として発展することを願って、私の一般質問を終わりたいと思いますけれども、何か村のほうからあったらお願いしたいと思います。

○振興課長 今、お話がありました交流センターなり、そういった組織づくりを、順次、進めているところでありますが、まずは、やはり、その受け皿づくりであるとか、その体制づくりが重要かと思っております。そんなことも含めて検討しながら、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 以上で一般質問を終わります。

○議長 これですべて松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、9番 山崎啓造議員。

○9 番 (山崎 啓造) 5年以上の歳月をかけて行われてきたTPP、環太平洋パートナーシップの交渉は、10月5日、アメリカジョージア州、「風と共に去りぬ」の舞台となったアトランタで開催された閣僚会合で大筋合意に至りました。当時、この交渉に参加するか否かで国内でさまざまな議論が展開されました。立場、立場で意見が分かれ、メリットを強調する関係団体、デメリットを強調する関係団体等々、口を開けばTPPが話題になったことを今でも覚えております。

村長は、全国に先駆けてTPP反対ののろしを上げ、役場庁舎からチャオまでデモ行進したことをきのうのように思っているところであります。

この交渉が続いている間に、これまで世界経済の成長のエンジンとなっていた中国経済は減速したのではないかと、危惧されざるを得ません。

国際交渉は、各国が互いに妥協しなければまとまりません。TPP交渉の結果が100点満点と言えないのは仕方がないのかもしれませんが。

今後は、国際交渉の場から国内での対応に中心が移っていくと思っております。農林水産業の体質強化や地方の中小企業の海外展開、食の安全など、国内対策を考えていかなければならないわけでありまして。

貿易の拡大は日本経済全体にとってはプラスでも、個別に見れば、恩恵が大きい産業もあれば、これまでよりも厳しい状況に置かれる産業もあります。国際競争に直面することで現在よりも厳しい状況が予想されるのが農業分野であります。

そこで、中川村の農業の今後をどのように見据え、進めていくのかということでお尋ねをしたいと思います。

1つ目に、TPP大筋合意を踏まえて、今後の村農業への影響が懸念をされます。どのような想定、把握をされているのか、村長の見解をお尋ねいたします。

○振興課長

今のご質問に関しまして、担当課である振興課長のほうからお答えをさせていただきます。

中川村の主な品目としては、米、果樹、野菜などがございます

先日、長野県、それからJ A長野中央会主催によりまして農水省の職員を招いたT P P大筋合意に関する説明会が開催をされ、出席をいたしました。

大筋合意の内容については既に御承知のとおり思いますので、細かく説明は申し上げませんが、まず、お米に関しては、現行の国家貿易制度を維持した上でということで、S B S方式による特別輸入枠として、米国交渉に対して当面5.6万t、段階的に引き上げて3年後に7.84万tの輸入枠を設定することですとか、既存のミニマムアクセスの年間77万tの枠内で中粒種、加工用に限定した輸入枠6万tを設定するなど、そういったことが含まれております。

国の説明では、現行の国家貿易制度と枠外税率が維持されたことで国家貿易以外の輸入量増大は見込みがたいとの判断であると、7.84万トンの国別の輸入枠で増大をするということですが、国内のお米の流通量が増加することによって価格水準の下額が懸念されるため、国別枠相当量の国産米を備蓄米として政府が買い入れて流通量の調整を図るという話でございました。

中川村で最も影響が大きいと考えられる果樹に関しては、梨、桃、柿、イチゴ、ブドウなどは、現行税率が若干違いがありますが、即時、関税撤廃、それから、リンゴの青果、現行17%でございますが、初年度に25%を削減し、段階的に11年目に撤廃ということ、それから、リンゴの果汁は、やはり、これも時期によって税率が19.1～34%でございますが、段階的に引き上げて、8年目、あるいは11年目に撤廃という内容でございます。

果実、果樹の青果は、国産品の品質が極めて高く、現在、輸入は端境期の少量に限られていると、そういう中で、多くは、そのT P P、今回の交渉非参加国であるため、影響は限定的であるという判断をしているということでございます。

リンゴの青果につきましては、現在、輸入先はニュージーランドであります、現在の流通量は0.3%で、しかも端境期である夏に限定されており、逆に国産のリンゴは非常に高品質で、国際競争力は高いというふうに言われております。

リンゴの果汁につきましては、現在、輸入量の7割を中国が占めておりまして、T P P参加国からの輸入は1割程度で、国産の果汁は、やはり高品質な希少な商材として差別化がされているということでございます。

ブドウにつきましても、輸入先が主にチリと米国ということですが、やはり、もう、質が全然違うということで、国産のものは、現状でも3倍以上の価格差があるにもかかわらず、国内の需要量の9割が国産であり、影響は限定的であるのではないかとということでございます。

果樹については、総じて影響は限定的と見込まれるわけですが、価格下落の影響も懸念をされるため、生産性向上等、体質強化が必要であるということでもあります。

また、一方では、国産の果樹は非常に品質が高いということで、国際競争力もあり、輸出品目にもなり得るのではないかとということも話がありました。

野菜に関しては、生野菜は即時撤廃ということですが、現行税率が総じて3%と低率であること、それから生鮮品ということで、国産野菜の品質が極めて高く、現在も輸入は端境期の少量に限定をされていると、しかも、その多くは中国、韓国、台湾などTPPの非参加国、交渉非参加国であるため、特段の影響は見込みがたいという判断でございます。

加工用トマトにつきましては、現在、加工メーカーと全量契約栽培で生産をされており、今後もその以降はメーカーのほうでも持っているということで、やはり、これも品質的に国産の加工トマトはストレートジュースがほとんどでありまして、輸入品である濃縮還元ジュースとは差別化がされているということでございます。

一方、JAグループが発表いたしました、冒頭、村長のあいさつにもございましたが、東大の鈴木教授の試算によりますと長野県の農林水産物の生産減少額は全体で392億円、14.4%の減、米がそのうち39億円、野菜が52億円、果実が約169億円で31.6%の減、また、畜産は約62億円で40%の減と、果樹や畜産への影響が大きいという試算が発表されております。

さらに、これは農業分野だけではなく、全産業への波及率1.83倍、717億円、雇用も1万7,000人の雇用に影響するというような数字も示されているところであります。

JA上伊那でも個別の試算をしておりますが、この中では、中川村の、これはJA系統販売のものの数字でございますが、現在、約138億円の販売額だそうですが、TPPによる影響額は約13億円、9.6%、約10%弱減少するのではないかとというふうな試算がされております。これは、やはり果実が大きく影響するというふうに想定をされております。

ただ、これは、あくまで何も対策を講じられずに輸入量の拡大や関税撤廃による価格下落の影響が直接的にあった場合を想定しての数字であり、国の言っております影響は限定的との判断がどの程度正しいのか、また、国際情勢や為替の変動など、経済情報によっても影響をするものであります。実際にどのくらい輸入量や価格に影響が出るかは、現在のところ不透明であります。

一方、TPP協定の発効までには、政府間の署名、各国での国会批准等、国内手続が必要であります。発効されるとしても、まだ、その時期も不確定でございます。今後の動向を注意深く見ながら、農業経営基盤の強化と、あわせて国内食料自給率の向上や安全・安心な国内産の農産物を消費者に訴えていく必要もあろうかと考えております。

○9 番 (山崎 啓造) 長く長く答弁をいただいたわけですが、続いてですね、聞こうと思ったことを全部、答えていただきまして、今の答弁だと、えらい大したことはないよねっというふうに聞こえたんだが、そのとおりでいいですよ？その考え方は村長も一緒でしょうか。まず村長に聞きたいんですよ。それを、ちょっと聞かせていただくとありがたいと思いますが、いかがでしょう。

- 村 長 微妙な問題ですので、しっかりとお答えをしなくちゃいけないなと……
- 9 番 (山崎 啓造) 短くていい。
- 村 長 いえ、いえ。T P P、今回のご質問はですね、農業問題に絞ってということでしたけども、そもそも最初からですね、T P Pは農業問題だというふうに国内世論を誘導していくというのがですね、繰り返し行われてきたというふうなことを、まず、ちょっと最初には触れさせていただかなくてはいけないのかなというふうに思っています。
- 一つには、医療関係者の方々は、これによってですね、日本の国民皆保険制度がむしばまれていって崩壊させられてしまうというふうな危惧を大変、村内のお医者さん方も気にしておられますし、それから、もっと言えば、金融というふうなところも狙われているというようなことで、郵便貯金、あるいはJ Aなんかも、本当はJ Aの共済等々がですね、狙われているんだというふうなところが盛んに言われているところでございます。郵便局なんかはですね、もう既にですね、アフラックのセールスマンというような役割を与えられているというふうな状況もでございます。それから、中川村もその中に入ってくる政府調達というふうなことについてもT P Pのあれを受けますし、それから、知的財産、これは、自由化どころかですね、今の特許を持っている連中の特許権をもっともっと強化して、ほかにやつらに使わせないという自由化の真逆なことがですね、あたかも自由化のような形で言われていて、薬の特許なんかも値段がどんどん上がったり、長期間になったりするし、例えば、何だ、遺伝子組み換え作物なんかについても、種の特許というふうな形で、それで農家の囲い込みが行われて、もう、それを使わないと農業ができないような体制づくりというのが行われてきているというふうなこともあったり、本当にいろんなことがございます。
- ただですね、大筋合意というふうな形で、あたかも、もう、これで決まったんだと、話は終わりだみたいな、ご質問の雰囲気からも、そういうことがありましたけども、大筋合意というのは、まだ合意には至っていないというふうなことでございまして、そのあたりのところはしっかりと認識をする必要があるのかなと思います。
- 11月6日、先月の6日の日に山田元農林水産大臣が中川村の望岳荘に見えて講演会をしていただきました。議員の皆さん方にもご案内は行ったかと思いますが、議員の皆さん方からのご出席は余りなかったかなというふうに思っておりますけども、村外どころか、県外も含めてですね、大変遠方から多くの方々が集まり、話をし、それから、また、後の意見交換なんかのときにもたくさんの方々が残ってしっかりとお話ができたかなというふうに思っています。
- その中で出たお話というのは、大筋合意と言うけれども、各国の思惑は、まだ、いろいろ、さまざま、ばらばらで、それを、こう、細かいところまで詰めていって、ちゃんとしたところに持っていくのは、まだまだ紆余曲折があって、そう簡単ではないだろうと、そう言っているうちに、もう既にアメリカは大統領選挙の態勢に入っておって、トランプさんも、それからヒラリーさんもT P Pには反対だし、アメリカの国内で大変政治的な力を持っている団体についてもT P Pに反対しているところが非常に

多いというようなことで、TPPの今後については予断を許さない状況があると、その辺の話は、山田さんも、何かアトランタに、現地に行ってこられて、いろんなところ取材して回られた、その辺の裏話も含めて、いろいろお話を聞くことができました。

ただですね、TPPっていうのは、もともと経済規模からいって、アメリカ、日本というのがあって、その他みたいな感じなので、実際には日米の2国間プラスアルファというようなものではないのかなというふうな説もございます。TPP自体がですね、成立しなかったとしても、日米の2国間というところではですね、日本政府は既に、いつもどおりですね、アメリカに対してはい、はいと、大体のことについては、もう既に合意をしているのかもしれないというふうなうがった見方もあります。実際、軽自動車の優遇制度については、既に虎視眈々と、もう優遇が縮小されつつありますし、豚肉の関税についてもかなり下げるというふうなことがもう既に決まっているというふうなこともあって、着々とTPPの内容というのは、合意しようが、合意しまいが、進んでいるのではないのかなというふうに思うところであります。

政府はですね、だから、さっきのTPPは大したことがないのか、それとも怖いのかっていう話だったら、もう、明確に危険だし、やるべきではないっていうのが私の意見で、そういうことを、まず申し上げて、それから、今後のことなんですけども、それ、次の質問ですかね？言っちゃっていいですか。

○9 番 (山崎 啓造) そこまでで。

○村 長 そこまで。はい。

以上、答弁といたします。

○9 番 (山崎 啓造) 私、山田さんのトークセッションも、あの人のブログに乗っていましたけどね、いやあ、期待どおりのすばらしい村長だと、あの夜は、地酒をしこたまいただいて、次の日、飯田へ行って大変だったと、そんなことを書いていましたけどね、ちょっと、村長も、ちょっと偏っているね。見方がね。というように、自分は、ちょっと、今、感じました。

きょうは農業問題で私はお願いをしておりますので、ほかのことは余りしゃべられちゃうと俺の言う時間がなくなっちゃうんで、申しわけありません、そのようなことで答弁をお願いしていただけたらありがたいなあと。

先ほど課長がいろいろ答えたいいただきましたんで、2番目、3番目といろいろ考えていたわけですが、ちょっと読むだけ読んで次へ行きますので、村の基幹産業である農業の将来にわたる持続可能な発展に向けて研究、対策が必要になるんじゃないでしょうかと思いますがということが2番目にありまして、その次に、政府はTPP大綱、政策大綱を決定しましてですね、15年度補正予算で農林水産関係に3,000億円代を半ばとして何とかするんだって検討に入ったということも聞いております。安い海外産の輸入で打撃を受けるおそれのある農林水産品は保護策で影響を緩和させるんだ、こんなような状況を踏まえてですね、農家や地域、また行政が一体となって、中川村の農業のあり方とかですね、案を、これから練り上げていかなきゃいけないんじゃない

ないのかなというふうに私は感じましたので、大変だろうけれども推し進めるしかないのかなと、いろいろな皆さんと意見交換をしながら考えていくということになるのかなあというふうに思います。

先ほど言われました J A 長野中央会、こと細かく言っていただきましたので、そこは省きます。

長野県ではですね、T P P 大筋合意を受けて農業分野等対策本部なるものを設置をしたところでありますね。今後、想定される本県農業等への影響を把握するとともに、農業経営への影響対策など、必要かつ緊急な総合対策を推し進める、これを目的としてやるんだと、そういうものを立ち上げました。そうした中で、農業関係団体であるとかですね、農業者、また消費者との意見交換を積極的に進めると、長野県ではそんなことを言っています。国の対策に対して施策を要望したり、また、県においても、この施策にもさまざま検討などを打ち出してくるということをやりたいというふうに聞きます。

そこで、このこと、今、県の言っていることは、そっくり、この村にも当てはまってくるんじゃないのかなというふうに自分は感じましたので、ちょっとその辺をお聞きしますが、農業関係団体ですとか農業者、また若手の農業者、認定農業者などとの意見交換をして、県・国へ要望であるとか、村として何ができるかというような検討会というか、話し合いみたいなものは早急にやる必要があるんじゃないかなというふうな気がするんですが、その辺はいかがでしょう。

○振興課長

今、お話がありましたように、11月25日に国の総合的な T P P 対策政策大綱が決定をして発表をされているところでございます。

ただ、この中には、基本的な方針や対策の概要を示したものでございまして、具体的な施策は、今後、示されてくるものと思われまます。今年度の補正も予定をされておりますし、また、その辺についてはアンテナを高くして、農業経営基盤の強化や生産性の向上につながる農家の有効な事業については、そういった組織に情報提供をしてまいりたいと考えておりますし、まだ、いろいろ、先ほどの T P P による影響は限定的というのは国の考え方でございまして、T P P による影響は、やはり、まだ不透明な状況だと思っております。国のそういった政策、あるいは県のそういった政策を踏まえて、今後、村の営農センターを中心に、村内の農業関係団体ですとか農業者の皆さんと検討、話し合いをしてまいりたいと考えております。

○9 番

(山崎 啓造) 確かにね、詰まったものが見えてこないの、農業等は対策もしようがない、話し合いも、でも、話し合いだけは必要かなあというふうな気がしますんで、ぜひ、そんなことを提案をさせていただきたいと思えます。

じゃあ、続きましてですね、中川村版総合戦略の基本目標の③っていうところですね、農林業の成長産業化、6次産業化の推進の中に農産物加工施設運営支援っていうのがあるんですが、地域資源を活用したふるさと名物開発支援っていうのもありますが、これはどんなふうやっていくのか、お考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○振興課長

農産物の加工施設つくっちゃオにつきましては、村内の農家や事業者が村内で生産された農産物を加工して、付加価値をつけて有利に販売をしたり、特産品の加工研究などを行ってもらうことを目的に整備をした施設であります。

運営支援というのは、施設が目的に沿って有効に利用され、特産品開発や加工品の製造販売の拡大につながるように、施設の設置者である村として何らかの支援を行っていくという考えでございます。

加工施設につきましては、現在、指定管理施設として企業組合つくっちゃオ中川に管理委託をしているところでございますが、現在では指定管理料、年間 150 万円でございますが、施設の管理の委託支援ということで行っており、当面は、必要に応じて、こういった一定の管理料を支払って施設運営の支援を行っていく必要があると考えておりますが、施設が有効に利用され、フル稼働するようになって、収益を上げていけることが望ましい姿であろうかと考えております。

また、指定管理者に限らず、一般の村民や団体等も申請許可を、登録をさせていただいて衛生検査をしていただければ、あの施設は使っていただけます。施設を利用して特産品開発や加工を行おうという方々に対しても必要に応じて支援を、これは金銭的な支援に限らず、相談、助言というようなことも含めてでございますが、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 9 番

(山崎 啓造) 加工施設はね、やっぱり民間でやりたいっていう人、何やかんやでやるんだっていうような人が積極的にかかわってきてやってくれること、それは一番いいことですが、あの加工施設のことで、以前も、ちょっと質問させていただいています。古いものが、平成 3 年でしたかね？できたのが。3 年で、老朽化しちゃってって言って、確か平成 21 年度の事業だか何かで完成をしたんだけど、記憶がありますが、その後ですね、何か、そのできたときには、すごい素晴らしいのができたんで、何かいいものが開発できるのかなって、みんな、村民の人はみんな期待をしましたが、途中で、ちょっと、何ていうの？商品開発コーディネーターですか、何かお願いしたり、さまざまな手立てをしたんですが、何かうまくいかないというか、ものが見えてこないとかの状況になったときに、私は、この場で「あそこの加工施設はスタッフに問題があるんじゃないですか？」って言って質問したことがあります。多分、覚えていてくださるか知りませんが、そのとき、「いや、いや、それも確かにある。不協和音も聞こえてくるが、いや、大丈夫です。これからうまくいきます。」っていうようなことを、答えを聞いたような気がしますが、あれからですね、実は、それじゃあ何がどういうふうになったの？って見たときに、いや、民間が考えて、自分たちで開発して、考えりゃいいんだよっていうことばかりではないというふうに私は思うわけですよ。それで、この村としてもですね、その各施設への支援だとか、名物の開発だとか、そういう支援をするんだっていうことを打ち出していますんで、その方々とか、そういう力を引き出すことはもちろんですが、村長が覚悟を決めて何が何でもやるんだっていう姿勢というものも見せてもいいんじゃないんですかね？それは違

うよっていうのか、どうですか、その辺は。

○村長 端的に言って独裁国家ではないので、何事につけですね、やっぱり、その村民の皆さんの主体性というものが一番大事なことで、おいしいものをつくりたいだったり、もうけたいだったり、いろんなことがあるかと思えますけども、だから、何ていうのかな、いつも思うんですけど、行政の仕事は、例えば野球でもラグビーでもサッカーでもいいんですけども、そういうチームの選手たちが、つまり村民の皆さんですよ、が伸び伸びと力を発揮できるような環境整備、グラウンドの草を刈るとか、いろいろ、場合によってはお食事のバランスを考えるとかなですね、そういうふうなことであって、そういう、こう、縁の下の力持ち的なところというのを存分に、それぞれの思いで活躍ができるようにしていくというのがあれで、そこでどういうふうな、じゃあ何をしようかっていうふうなところについてはですね、これをしろ、あれをせよ、お前さんはこれをせえっていうふうなことを言うのは、ちょっと違うのかなあというのはずっと思っているところ、だから、そこら辺、もし、体制みたいなものを、それをどういうふうに育てていくかというのは、また難しいところではあるのかもしれませんが、基本的な考え方としては、そういうことです。

○9番 (山崎 啓造) だもんでね、自分の言おうとすることはですね、だから、そういう力というか、ものがわいてきて、そういう人たちが一生懸命になってやってくれば一番いい、それはそのとおりなんで、私もそう思いますし、ただし、じゃあ、今までうまくいってないんだのはどうなんだ？っていう話になってくるんじゃないかなあっていう気がするわけですよ。ということは、行政がね、何か、もうちょっとやるべきことがあったんじゃないのかなっていう気がするんですよ。それをちょっと聞きたかったんですが、独裁国家じゃありませんので、仕方ないかもしれませんがね、とかく変なほうへずれていっちゃいますけれども、それはそれでいいでしょうが、しかし、村としてもですね、何とかせにゃいかんぞっていう気持ちというものは常に持っていていただいてですね、こうやって言うと、また、村長にそうじゃないって言われますが、そういうことも必要なんじゃないのかなと私は思います。

じゃあ、続きまして、新規就農者育成、農業後継者支援、農地を守り有効活用などなど、耕作放棄地の解消を目指すというふうなこともうたっています。それはどのような方法でやられるのか、ちょっとお聞かせを願えるとありがたいかなと思います。

○振興課長 新規就農者の育成につきましては、現在も国の青年就農給付金制度や県の里親制度、あるいはJAのインターン制度などございますが、こういった制度を活用しながら、今年度から中川村として新規就農者研修制度を設けて新規就農者の希望者を募集しております。何件か相談は来ておりますが、まだ、具体的に、その研修生が決定をしてございませぬが、これは、ことしに限ったことではございませぬので、引き続き来年度以降も募集をし、そういった受け入れを考えてまいりたいと思っております。

また、農業後継者の支援につきましては、普及センターやJAなどと連携した経営指導でありますとか、青年就農給付金など既存制度を活用した支援、また、中川村独自として農業後継者支援事業ということで、新規の就農された方の就農祝い金ですと

か認定農業者激励金という形でそれぞれ5万円を該当者に交付をしております、これも引き続き続けてまいりたいと考えております。

農地の保全と有効活用、耕作放棄地解消のためには、やはり、その農地の利用調整等、効率的な土地利用が重要になると考えております。その受け皿づくりとして人・農地プランというのを策定しておりますが、これに基づいて地域レベルで、その農地の流動化といいますか、担い手への集積ですとか利用調整を図る、そういった仕組みづくりですとか、現在、営農センターを中心に検討を進めております集落営農組織の再編と法人化、それから、平成26年度からスタートした中間管理事業などを活用しながら、担い手農家、法人組織等へ必要な農地を集積していく、そういった調整を進めていくということも必要かと考えております。

また、村内で多くの組織で取り組んでいただいております多面的機能支払交付金ですとか中山間直接支払交付金など、そういった交付金も有効に活用していただきながら、まずは、やはり、この地域の中で農地の、あいた農地をどうしていこうとか、頑張っていく農家にそういった農地を集積していこうとか、土地利用も含めてでございますが、考えていっていただきたいと思っておりますし、営農センターも一緒に、そういったことを考えていきたいというふうに思います。

○9 番 (山崎 啓造) るる聞かせていただきました。

それで、4番目まではそのくらいにしておきますが、今度、5番目の村農業の実態を見たときにさまざまな課題が見て取れるわけです。農業を学校教育に生かしてみてもはどうでしょうかということで質問させていただきたいと思っております。

これはですね、6月の定例会で1番議員が質問しました。それを受けて、我々厚生文教委員会では、ぜひ、そこへ、現地へ行って視察してこようよっていう話になりまして、10月8日の日に喜多方市のほうへ行って視察研修をしてきたわけでありまして、いろいろ感じましたんで、それをきょうは、質問としてですね、お聞きをしたいなというふうに思うわけでありまして。

この取り組みについてはですね、福島県の喜多方市の教育委員会へ行ってお話を聞いたわけですが、この子どもたちを、農業科をか、小学校に農業科をですね、そのことに賛同したというか、共鳴した、伊那谷にも駒ヶ根市ですとか伊那市ですとか、全国からも、いっぱい、その視察研修が来ているということでありました。

それで、子どもころのことを自分もちょっと思い起こしてみますとですね、自分が子どもときっていうのは、子どもたちが農業を手伝って、一家の貴重な労働力としてその役割を果たしていたというように、私は気がします。春と秋にですね、学校で休みがありました。そのための休みが、お手伝い休みといったかな？子どもころ、ありました。そういう農業を通して社会とのつながりであるとか自然とのつながり、そういうものに触れて、何かゆったりと時間が流れていたのかなあというふうに思います。懐かしい限りですけども、村長の子どものころは、こっちの本州とは違ったか、よく知りませんが、どんな状況でしたか、その辺のところは、子どもころ、お手伝いの休みがあったり、お手伝いをしたり、どうでした？その辺は。

○村 長 うちは農家ではなかったし、周りも、それは、友達の中には、中学校ぐらいに上がったときには農家の人もいましたけども、サラリーマンが多かったので、農業休みというようなものは余りなかったです。

 以上です。

○9 番 (山崎 啓造) 農業こそ小学校で必修についていってね、J T生命誌研究館の館長、中村桂子さんっていう方が提唱をしている。今の子どもたちはどうなんだ、塾や習い事、ゲームやネット依存、引きこもり、いじめ、人や社会、自然とのつながりが希薄なまま、追い立てられて先の見えない時代の中で懸命に生きようとする、そんな子どもたちに見えて仕方がないっていうんですよ。どこかに、その歪みが生じていて、これは、だめだよ、これじゃあっていう警鐘を鳴らして、中村さんが、コンピューターで株を買うんじゃないかと、畑でカブつくったらいいよ、株とカブですね、と提唱している、こういった提唱を中村さんという方がしたんですが、村長、この辺はどんなふうに感じます？この人の提案というか、提言は。

○村 長 前から申し上げていますが、教育問題に関しては、ちょっと線を引きたいなというふうに思っておりますので、私からのコメントは差し控えさせていただきます。

○教育長 ご質問にありますように学校教育でということですので、その点について教育委員会のほうから考えを述べさせていただきます。

 今、お話をいただきました喜多方市の実践については、前回の質問のときもお話をしましたように、大変大事な方向だっているふうには考えております。

 それで、現在、中川村ですけれども、小学校1・2年の生活科や3年生から総合的な学習の時間の中で農業にかかわる体験活動が多く実践をされております。野菜づくりですとか花壇づくり、また米づくりなど、活動を進めているわけでありましてけれども、その活動は予定どおりに行くばかりではありません。雑草に悩んだり、病気など、問題にぶつかったりします。そういうときに家庭や地域の人々の力や知恵を借りながら、一つ一つ問題解決に向かって活動していくという体験活動をしているわけでありましてけれども、その中で生きる力を育てていきたいというふうに学校でも考えております。

 来年度から取り組んでいく計画をしております信州型コミュニティスクールというものでありますけれども、ぜひ地域の皆さんに学校教育にかかわっていただきまして、学校支援ボランティアとしてさまざまなお支えをいただきたいというふうに思います。そういう中で、この農業体験についてもかかわっていただきたいというふうに考えております。

 今年度の実践の中でこんなことがありましたので、ちょっとお話をさせていただきます。

 ことし、両小学校で5年生は稲づくりをしているわけでありましてけれども、中川東小学校の5年生は、ことし、アイガモ農法に取り組みました。当初、22羽のアイガモのひなを田んぼに放しまして、除草の助けにするとともに、アイガモと一緒に子どもたちも育ってきたということになります。しかし、その過程で、やはり外に出てしまっ

ていなくなったアイガモとか、さまざまな問題に突き当たってきました。子どもたちが真剣に問題に向き合い、考え合い、問題解決に取り組んでくるという、そういう体験活動を通して、子どもたちは成長してきたというふうに思っております。現在は、この先、アイガモたちをどうするかという問題に取り組んでいるというふうに聞いておりますけれども、これまた大事な学習であると考えております。

また、8月末であります、東小学校の子どもたち全員が東小学校の保護者であります富永さんのさくらんぼ農園に招待をしていただきまして、全校の子どもたちがさくらんぼ農園でさくらんぼをしっかりといただくという、そんな体験がありました。これを機会に、学校にお願いをしまして、そのさくらんぼをいただいているときに富永さんの話も聞いたわけでありまして、さらにとりうに考えまして、5・6年生に富永さんの体験や農業の話の話を聞く会を持ってもらいました。富永さんは、その父親の農業を手伝う中で農業を志して、大学を出てから荒廃農地を活用して、村の活用してほしいという村の依頼を受けて土地を整備し、現在は6種類もの作物を栽培してきたということだそうです。その話を子どもたちに、映像、写真を見せながら話をしてくれました。後から、子どもたちが感想文を書いてくれましたけれども、その中で、ある子どもは「農業をやっているのが本当に楽しいの？と思いました。お話を聞いていると、だんだん富永さんは本当に楽しんでいるということがわかってよかったです。」また、ある子どもさんは「僕は、まだ夢は決まっていなくて、いつかかなえたいと思います。」と、このような感想をそれぞれに書いてくれました。

作物を育てる体験や地域の人びとの話を聞く、そういうような活動を通して自分の夢を抱いていく、そういう体験学習をキャリア教育としても大事にしていきたいというふうに考えております。

○9 番 (山崎 啓造) いろいろ体験をしているようですが、やっぱり、大事なことはね、自分たちが直接かかわったりお手伝いをしたり、やっぱり、昔のね、姿勢っていうものは大事なんだなというふうにつくづく感じるわけです。

喜多方市の教育委員会で言っているのは、もっと深いところまで、何か考えているというのかなあ、そんな気がして、勉強させてもらってきました。

ときの市長がですね、この中村さんっていう人の提案したことに感銘を受けて、市長が、ぜひ、やるんだ、うちの村長は、もう、教育とは、ちょっと一線を画すっていうもんで仕方ありませんけれども、2007年に全国初の取り組みとして市内3校で始まったっていうんですね。現在では、17校、全校がこれに参加をして、児童数1,900人が、この小学校農業科っていうものを学んでいると、学校によっては、それは、圃場の遠いところだとか、田舎のほうは圃場が近くにあるということもあるでしょうが、さまざまな、その条件が違う中で、みんな、本当、真剣に取り組んで、豊かな心であるとか社会性、主体性、今、教育長、言いましたが、そんなことが学んでいるということでもあります。

市長がこれをやるぞって言ったときにはね、市の職員、議会、それから先生方、何で小学校で農業科だって言って、そんな声が非常に多かったようですし、みんながそ

うだって一度に前を向いたわけじゃなくて、非常に最初のころは困難であったというようにも言うておられました。担当にならないように祈っているなんていう職員もいたというふうなことも言うていましたけれどもね、最初からうまくいったんじゃないって言うて、会津弁で説明してくれました。

今ではですね、農業科の授業は大変であるが、必要を感じていると、その先生方も、皆さんも、かかわっている皆さんも、土づくりから始めて、種まき、苗の管理、植えつけ、除草、追肥、観察、土寄せから収穫までして、調理までする、だから、全然、そのね、深みが違うというかなんですよ。行っておいしいねじゃなくて、自分たちで種をまいて育てて、収穫までして、その間に観察という勉強もしながら、子どもにかかわっているということです。そのことによって、食べて命をつなぐ、命のすばらしさ、とうとさを学び、農家の気持ちを理解して、尊敬の念が芽生えてくる、これを実感しているっていうんですね。非常に、この農業を子どもたちがやるということはすばらしいことなんじゃないのかなというふうに、私は、そんな感じを受けて帰ってまいりました。

それですね、小学校農業科のそれぞれが作文をつくってね、体験したことを、作品集っていうのをいただいてきましたけれども、その中の、ちょっと、これ、せつかなんで読んでみたいと思いますが、5年生の作品ですね。「私たちはお米から命をもらっています。お米だけではなく、育てられたものを口にするということは、命をもらって自分の命をつないでいるのだと思います。だから、私たちの手足は、私だけのものではなく、お米や野菜からいただいた命であり、それらが大変な思いをして育ててくださった農業をしている方々からいただいたものだと思うことを改めて感じました。命をもらうことは当たり前ではないのです。」5年生でね、こういうことを、この作文を書けるっていう、自分の5年生のときは未熟だったなあと思って、今、反省をしましたが、この5年生の作文、大人たちが実質に忘れちゃっていることに気がつかせてくれるというか、そんな作文のように感じます。命を育てる苦勞、喜び、農業の重要性、感謝の気持ち、農業をしている祖父母、父や母に対する尊敬の念、ここがすごい大事なところだと思いますね、さまざまな思いをかいま見ることができたなあというふうに私は感じてまいりました。これこそが教育の目指すところじゃないのかなというところまで自分は考えたわけですが、教育長、どうですか。

○教育長

お話をお聞きして、すばらしいなあというふうに思っております。

また、私たちが目指すところも、願うところも、そのとおりであります。

先ほど、ちょっと東小学校の5年生の体験の話をしていただきましたけれども、その活動の中でも、そういうところに目を向けていってほしいなあというふうに思います。

それから、中川村では、おいしい野菜届け隊の皆さんが活躍をしておってくれまして、日々の学校給食に野菜を提供してくださっているんですけども、給食の時間には、この野菜はどこの誰々さんがつくってくれましたっていうような放送を流しておりまして、そういうような中からも、その大事な農家の方たちのご苦勞を日々の昼食の中で感じているということもあろうかというふうに思っております。

ただ、今のお話をお聞きしてすごいなと思いますのは、土づくりから、また、苗を育てて、そして最後には調理までという、そういうことは、今、なかなか、確かに学校教育の中では、そこまではでき切っていないというふうに思いますし、また、喜多方の小学校農業科のすばらしいところは、各学年の系統が学年を追って深まっているというところであります。今、小中学校で取り組んでいる農業体験は、子どもたちの願いをもとにして、そこから出発していますので、系統というところは、なかなか難しいわけでありますけれども、今のようなことを学びながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○9 番 (山崎 啓造) そうですね。いろいろと思いますが、それで、私は、実はですね、その学力向上も大事だし、大切だと思います。農業科を教育に取り入れるっていうことはですね、私、種まきだと思っんですよ。中川村の将来を見た。ということは、村農業の今後、基幹産業である農業っていうものを見たときに、子どもたちがこういうことに携わったりお手伝いをしたり育てたりすることで、多分、将来、農業の将来っていうものを考える人も出てくるだろうし、農業の大切さもわかるだろうし、ということは、先ほど幾つも質問しましたが、新規就農者の育成だとか、農業後継者の問題であるとか、耕作放棄地の解消などなど、すべてに、このことが、答えが、ここに出てくるのじゃないのかなという私は気がします。それにはどうするかっていったら、種をまかなかつたら実はなりませんので、種をまいたから、すぐにこれが結果として出てくるかというものではありませんが、長い時間かかるかもしれませんが、中川村の農業っていうことを考えたときには、ぜひ、ぜひ、これは、子どもたちに未来を託す上では絶対に必要だなというふうに私は思います。

村長は、その教育のほうは、ちょっとノータッチだって言いますが、どなたか、どう思いますか、答えていただければありがたいですが、副村長？誰かお答えをいただければ。

○振興課長 今、お話があったとおり、中川村の新しい外から農業者を見つけるばかりではなくて、まずは、やっぱり地元で農家の方が、あるいは農家じゃなくても中川で農業をやってみようという方を育てることが非常に重要かと思っておりますので、今、お話がありましたように、それが直接つながるかどうかは、長い目で見ることが必要であろうかと思っておりますけれども、そういったことも必要かというふうに考えております。

○9 番 (山崎 啓造) 以上で終わります。

○議長 これでは山崎啓造議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。

[午後12時08分 休憩]

[午後 1時15分 再開]

○議長 それでは会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 中塚礼次郎議員。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、先に通告いたしました2問について質問をいたします。

現状ではなかなか手が入らない里山の整備についてであります。村の森林面積は5,856ha、村の総面積の76%を占めております。

森林は、災害、地球温暖化防止、再生可能資源として重要な役割を持っているわけですが、木材の自由化とエネルギー利用の減少など、林業としての採算悪化により、本来、森林が持つさまざまな機能が失われつつあります。

長野県として平成20年度から長野県森林づくり県民税を導入して、手入れのおくれている里山などの間伐、それから地域材活用や森林づくりの普及・啓発活動を進めてきているわけですが、そこで、村のこの事業への取り組みの現状、状況について質問をいたします。

○振興課長 今のご質問につきまして、担当しております振興課長のほうでお答えをさせていただきます。

お話がありましたように、長野県では、手入れがおくれている森林の整備を緊急課題として、平成20年度から長野県森林づくり県民税を導入して、当面、5年間を目標に、特に間伐を重点的に進めてきたところであります。25年度以降も、一部、事業内容を見直しながら、29年まで延長をされているところでございます。

中川村におきましても、上伊那森林組合と連携を図りながら里山整備を地域に呼びかけ、県民税の事業メニューである地域で進める里山集約化事業を活用しながら集約化を図り、間伐を進めてきたところであります。

平成21年度から今年度までに県民税活用事業により実施された里山における間伐面積は、大草地区、飯沼、美里、中組、沖町を中心に約113ha、葛島地区において約9ha、片桐地区において約1.4ha、合わせて124haの間伐が行われており、平成28年度以降も引き続き美里、飯沼地域で計画をされております。

また、地域材活用推進では、県民税の活用事業メニューの一つである森林づくり推進支援金を活用いたしまして、村では地場センターチャオの室内の改装ですとか、陣馬形山のキャンプ場の柵、階段を、また、林道沿いの施設の整備等を行ってきているところであります。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、振興課長のほうから村としての取り組みが具体的に面積等もあわせて報告がありました。

私は、この質問をいたしましたのは、そういった、この県の森林税を使った、この事業が中川でどういうふうにかかされているかという点も、ちょっと質問をしたわけです。

それでですね、木材の価格低迷が一つの大きな原因となって山林の手入れが行われにくくなってきているということで、災害への危険や野生鳥獣害の被害の拡大などの大きな要因になっていることは、既に皆さん御承知のことかというように思いますが、鹿やイノシシの被害は、防護柵設置やくくりわな、それから猟友会の皆さんの献身的なご苦勞によりまして、被害の抑制はなされてきてはおりますが、今、集落の周辺や通学路への猿の出没による被害は急増しつつあります。本年は、三共地区の通学路で児童への被害も起きてきておりますし、猿対策としてモンキードッグなどの取り組み

も検討されている地区もあるようにも聞いておりますが、そこで、猿対策にどう取り組んでいくかということは、これ、村を挙げての長期的な対策が必要だというふうに私は考えるわけでありますが、その点についての村の考えをお聞きしたいと思います。

○振興課長

ニホンザルの出没範囲が増え、また被害も広がっていると、拡大しているということで、猿対策については非常に重要な課題となってきた中で、村の有害鳥獣の駆除対策協議会でも取り組んでいるところでございますが、今年度、やはり、まず、猿の習性を知った上で効果的な対策を講じる必要があるということから、ことしの8月に信州大学の武田教授を招いて勉強会を開催し、村内から50人余の多く皆さんにご参加をいただきました。その中で武田先生からも話がありましたように、猿対策については、一つの方法や個別の対応では解決が難しい、一つには、防護柵設置や追い払い等、被害を防ぐための被害管理、2つ目として捕獲による個体数管理、3つ目として野生動物を近寄らせないための環境整備など生息地管理、この3つの対策を複合的かつ効果的に行う必要があるというお話がございました。勉強会の中で、切実な声として、農家の皆さんからは群れ単位で全滅させてほしいという声もありましたが、武田先生のお話でも、全国的にそういった形で成功した例はないし、物理的にも困難であるということでもございました。

ご指摘のとおり、やはり複合的な対策を計画性を持って長期的に取り組んでいく必要があるかと考えております。

村の対策協議会では、今年度、有害鳥獣駆除による捕獲許可頭数を昨年35頭から50頭に増やしていただいたり、9月に発生した小学生の子どもさんの被害を受けて、現在、大草地区深沢川付近に囲いおりを設置を進めております。今月中には完成の予定でございます。

また、地域での追い払いのため威嚇銃の貸し出しや、今年度、先ほどお話がございましたが、モンキードッグ、追い払い犬養成のための訓練費補助を行うということで、1つの地域で1頭を、今、訓練に出していただいております。

囲いおりや追い払い犬については、地域の皆さんの理解や協力が必要であります。これらの効果や課題を検証しながら、これを広げていければと考えております。

住民レベルでは餌場をつくらないということが重要かと思えます。猿を見かけたら、まず追い払うことも重要であり、広報やチラシ、営農懇談会など、機会を捉えてお願いをしているところでございますし、昨日、年末の総代会においても、猿の被害の状況等もお話をする中で、地域での協力をお願いをしたところでございます。

今後、先ほどの3つの対策をどのように進めていくのがいいかというようなことも整理し、検討しながら、地域の皆さん、関係の皆さんに協力を呼びかけて進めてまいりたいと考えております。

○5 番

(中塚礼次郎) 今、課長のほうから、複合的な対策、それも長期的な取り組みとしてやっていく必要があるというふうな話の中にも環境整備というふうな点が申されました。人が入らなくなって放置状態になっている山林というのは、獣が身を隠す絶好の場所となっているわけでありまして、放置状態の里山の整備が猿の対策としての長

期的な対策になるのではないのでしょうかということでも考えるわけです。村の獣対策、獣害対策として、農地や通学路と接する里山の整備、緩衝帯と侵入防止の柵を整備していくという必要があるというふうに思うわけですが、今、課長のお話の中では、環境整備というようなことも挙げられているわけですが、私のほうへも住民の相談として猿の被害を訴えられたというふうなことで、その持ち山の人があるというふうにやったらいいかというふうに変な困るってというふうな、苦情というか、そういう、何とかならんかというふうなご相談もありました。里山、非常に面積的には個人の持ち面積が少ないんで、それを面積的にまとめてやっていくということが非常に難しいというふうに思うわけで、個人の持ち主に山の管理をというふうなことが、もう、とても無理な状態だということでもありますので、今、課長が申されましたように、村がリードをとりながら住民をまとめて、そういったものに長期的に取り組むということが、この猿対策として長期に村が取り組んでいくべきじゃないかというふうには私は思うんですが、その点は、確認としていいですか。

○振興課長

野生鳥獣対策の一つは、今、お話がありましたように、里に出てきにくい環境、生息しにくい環境をつくるということも非常に重要かと考えております。

今、お話がありましたように、里山の整備につきましては、なかなか個人では進めにくいということもございますが、先ほどお話がありました森林づくりの県民税を活用した里山整備を、先ほど言いましたように大草地区ではかなり進んでおりますが、片桐地区は、いろいろ、地形的な問題だとか、人工林が、まとまった人工林が少ない、また、松くい虫の被害で倒木であったり、その松自体も減少しているという中で住みにくい状況もございますが、これらについても、今、なかなか、補助を受けて森林整備を進めようとするにはいろんな条件が必要になっておまして、そういったことも森林組合とも連携を図りながら山林所有者の方に呼びかけをして進めていければというふうに考えております。

先ほどお話がありましたように、昨年、小学生の事故を受けて関係者で対策会議を持ったわけですが、その中でも、やはり学校周辺の、いろんな対策が必要でありますけれども、そういった里山の環境整備も必要ではないかという話も出されております。

また、防護柵の設置については、南向地区の外周部は、おおむね防護柵が整備をされ、一定の効果が上がっているというふうに考えておりますが、片桐地区においては、地形的に、なかなか防護柵で遮断をするということが難しいことでもございまして、各地区にそういった投げかけもいたしました、設置が進んでこなかったという経緯もございまして。

いずれにしても、いろんな地域の皆さんや森林の所有者の皆さんにもお声をかけをし、協力をいただきながら、今、特に問題となっております通学路周辺の里山整備について、エリアを選定をしながら、また、どんな事業が、なかなか、その森林所有者の負担をいただかなくてはいけなくなってしまうので、その事業等も検討をし、進めてまいりたいと思っております。

森林整備につきましては、緩衝帯の整備というようなこともございますので、そういったことも含めて検討をしてみたいと思います。

- 5 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから、この里山整備、緩衝帯を設けるとかいうふうなことで、猿の対策というふうなことも地域も含めて考えていきたいということでもあります。片桐についても、通学路になるような、上前沢から中通に下りる坂あたりも、ここ近日、数十頭の群れが出たというふうなことも聞いておりますので、南向方面だけでなく、片桐でも猿が出没しているというふうなことで、課長のほうからも、この県の森林づくりの県民税を活用した事業の内容がありましたけれども、私が聞いたところによると2つの事業があるということで、一つはみんなで支える里山整備事業と、さっき課長のほうから言いました地域で進める里山集約事業というふうなものがあるわけですが、面積的に5ha以上をまとめないと事業の対象にならないというふうなお話だと限られてくるわけですが、5年間延長されているという中では、みんなで支える里山事業というふうなものは、整備する面積が1ha以上で、かつ3戸以上の森林所有者で構成されておれば、その事業が対象になるというふうなことがあって、補助率も10分の9というふうな内容でもありますし、課長が言うように、片桐地区のほうは、松も枯れたりというふうなことで、なかなか、間伐材を売って、その事業の費用に充てるってことは困難なことはあるかというふうに思いますけれども、村をずっと維持していくためや、子どもの通学や、そういったことや、農作物の被害等から考えていくと、どうしても、これは避けては通れない事業じゃないかというふうに思いますので、今、お答えのほうは、課長のほうから、前向きに、とにかく取り組んでいくというお答えがありましたので、この件についての質問は以上とさせていただきます。

次に2問目の質問でありまして、ふるさと納税への取り組みについてということで質問をさせていただきたいというふうに思います。

ふるさと納税制度が創設されたのは2008年、それから5年が経過しているわけでありまして。

本来は頑張っている自治体を応援する趣旨で始まったふるさと納税ではありますが、いつの間にか豪華な特産品をゲットする制度になってしまっております。全国各地でヒートアップし、それは熾烈な返礼品の争いになっている状況であります。

住民税は、現在、住んでいる住民サービスを受ける自治体に納めることが本来であり、住民税の考え方から逸脱しているという声もありますし、私もそのように考えるわけでありまして。

ふるさと納税寄附金制度ができた背景には、故郷で生まれ育ち、その地域で税金の恩恵を受けながら、いざ働き出すと都会に出て都会に納税している現実があり、その格差をなくすために住民税の約2割をふるさとに還元しようとした制度であります。ふるさとへの寄附金として個人が2,000円を超える部分をすることで住民税と所得税から一定の控除が受けられるというものであります。

近年、近隣市町村の取り組みやマスコミ報道などもあって、議会や行政懇談会の場

でも、その活用について議論や意見、要望がされてきました。

先月、行われた議会と住民懇談会、また、中川中学校の創立40周年の記念事業企画、村への提言をテーマにしたパネルディスカッションの中でもふるさと納税の積極的な活用を求める意見が複数の生徒からもありました。生徒からの提言に対しての村長の考え、ネットでの村長への手紙で考えは述べられておりますが、知る機会のない村民も非常に多いかというふうに思います。今のふるさと納税制度に対する村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村長 ふるさと納税につきましては、今、お話のとおり、結構、繰り返しご質問をいただいているところでございます。

その理由の一つはですね、どうしても、こう、考えられることをストレートに言うと、ほかの頑張ってやっつけようとする自治体に対しては、ちょっと批判めいた言い方にもなってしまうのかなというふうなところがあって、なかなか、その辺、ちょっとどういうふうな説明をしたものかとも思っておりましたが、思っておったところではありますが、これだけご質問もいただき、もし問題点があるんだしたら、みんなでこれを克服したほうがいいかなというふうにも思いますので、ちょっと、もの間から、少し踏み込んで話をするようにしようかなとも思い始めているところでございます。

お話のとおり、ふるさと納税というのは、自分の住む自治体以外の自治体に納税をすることによって、ある程度の金額になれば、ほとんどですね、それに等しいほどの金額が自分の本来払うべきところに払わなくていい、控除されるというふうな、そういう仕組みでございますけども、これを狙って、多くの自治体が自分のところに納税を、ふるさと納税をしてくれれば、その一定割合、半額とかを返礼品を返すから、だから、うちにふるさと納税をしてほしいというような、そういうふうな形での使い方という、制度の使い方というのがあって、それで、納税者の側も、そういう形で返礼品をもらえるのであればということで、返礼品目当てでふるさと納税をする、そのことが、また雑誌なんかで、ここにすればこういうものがもらえますよというふうなことでマスコミ上でも取り上げられるというふうな状況になっています。

ただ、ふるさと納税というものが返礼品目当てであればですね、やっぱり、その自治体を愛している、あるいは応援してやろうというふうな、そういうところとは、全然、ちょっと異質なものになっていってしまうというふうなことがあって、それは、もうふるさと納税じゃないんじゃないかなあというふうなことを思います。

それと、問題点というのは、かつて私がサラリーマンをしていたときに、とある販促キャンペーンというので、その商品についているシールをですね、集めて、それで応募をすると日本全国の特産品が、魚とか、果物とか、そういうものがもらえますよというふうなものを提案してですね、結構、これはおもしろいということで採用になったんですけど、実際やってみたところがですね、もう、すごいクレームの嵐になってしまいました。というのは、やっぱり、そのときに何をしようかというときの写真とですね、実際、来たものが違うとか、こちらの言葉で言うとべぼうい、商品がへぼかつ

たというふうな、そういうようなクレームがすごくいっぱい来たわけなんですけども、そういう形で、今回、ふるさと納税で返礼品を送るとするとですね、それが、もし万が一よくない品物を送ったときには、ああ、中川村のものっていうのはこんなもんなんだというふうな形で、逆に手間をかけてですね、村の価値を下げている、ブランド価値をおとしめているというふうな結果にもなりかねないというところがあります。

村のリンゴでもですね、一番いいものは、やっぱり、農家の皆さん、毎年、毎年、買っただけでいる、贈答品で買っただけでいるところに一番いいものを出すでしょうし、そういうふるさと納税の返礼品としてリンゴをするんだとしたら、それよりは、ちょっと下のものになっていくんじゃないかなと思いますし、例えば、もし、ことしですね、干し柿を返礼品として出しますよっていうことでふるさと納税を募集していたとしたら、ちょっと、今のこの状況でですね、いい干し柿をたくさん、納税していただいたものに返礼品としてふさわしいだけのものを用意するっていうのは、ちょっと困った状況になっていたんじゃないのかなというふうに思います。なかなか、天候不順とか、それから病虫害とかですね、いろんなことがある中で、そして、いつも、こう、応援してくれている毎年、毎年のお客様を第一優先にしながら、ふるさと納税でいいものを送るっていうのは、なかなか現実には難しいところがあるのではないのかなというふうに思います。逆に、そういうへばいものをかき集めて送らなくちゃいかんからって送ると、先ほど申し上げたような中川村の逆宣伝をしてしまうことにもなりかねないっていうことでございます。

贈答用のものを毎年買ってください方は、ことしはこういうことがあった、ことしはこういうことがあった、また、毎年、大変な中、苦勞してつくっているねということで、大変理解があるわけなんですけども、返礼品で、今度はあそこの魚をもらうか、今度はここのリンゴをもらおうかという人にとっては、そういうのは全然なくてですね、もう単に損か得かだけのおつき合いになってしまうというふうに思います。

だから、目先のお金ではなくて、中川村のファンになっていただいて、こう、毎年、毎年っていうか、繰り返し、繰り返しのリピーターになっていただく、応援して下さる、お互いに尊敬し合えるような、そういうお客様と生産者の関係というのをつくっていくというのが、やっぱり商売の王道ではないかというふうに思っています。

今、村ではですね、何も送っていないわけではなくて、日本で最も美しい村連合のガイドブックでございますけども、あれをお送りすると、金額にかかわらずですね、幾らであれ、それを1冊、お送りすると、あと、一年間、村の広報をお送りして、今、村はこんなふうなことをやっています、こんなことで悩んでいます、こんなに頑張っていますっていうふうなことを、広報をお送りすることによってお知らせしております。

ちょっと踏み込み過ぎかもしれませんが、そういう形です、やっています、やっています、先ほど、確かに、おっしゃる、皆さんからお話があるとおりですね、そういう形で、本当に応援して下さる方にとっては、何かいいものをお出しするのは、その射幸心をおおるんじゃない形でできればいいなというふうな、そして中川村

のすばらしさを理解していただけるのはいいなというふうに思いますので、先ほど申し上げたような、そういうマイナスの可能性というふうなものをクリアできるような仕組みがあって、かつですね、余り、こう、何万円以下の方にはこれを差上げますみたいな形にするのも、ちょっと何か品がよろしくないのかなというふうに思いますし、そんなふうなこととか、あるいは運営していく中で、ものすごく手間がかかるっていうんでもだめでしょうし、そんなことも考えながら、もし何かいい制度がありましたら検討はしたいし、もし、いいご提案、事例とかありましたら、お示しいただければありがたいなと思います。

○5 番 (中塚次郎) 今、村長のほうからふるさと納税に対する考えをたっぷりとお答えいただきましたので、その中には、全く考える余地はないというお言葉はなくてですね、かえっていい提案や制度があったら提案してほしいというお答えでありましたので、その点は誤解のないように、村民の人たちにもしていただきたいということで、この熾烈な返礼品争いとなっている今のふるさと納税は、さきにも述べましたように、本来の税制を逸脱しているということは、私も、先も申したとおりであります。

総務省のデータによりますと、ふるさと納税の寄附金額のうち実際に控除されているのは全体の30~35%で、残りの65~70%は純粹な寄附となるので、国全体の税収は、むしろ増えているのが現状のようであります。

地方交付税も減らされている今、どうやってその補填をするかということで悩んでいる自治体は、中川村だけではなく、多くの自治体でそういうことに悩んでいるというように思うわけですが、ふるさと納税は、国が定める地方交付税とは違って、さっきも村長が言うておりましたように個人の思いがこもった大切な価値を持つお金であります。そのお金が税という形で流れるというわけであります。中川に思いを寄せてくれる人たちの気持ちを大切に生かして酌める制度活用ということで取り組んでいくべきだというふうに私は考えたわけですが、さっきのお答えの中で、村長も、そんなようなお答えも含んでおったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○総務課長 若干、今までの寄附の状況もお話しながら、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、平成20年度から本年11月末までの当村へのふるさと応援寄附金は42件、505万円余りとなっております。このうち、本人または親が村出身と確認されている方や、現在、村内へ居住されている方の寄附、これが417万円ございます。金額ですと、82.6%を占めているというところでもあります。この中には、毎年10万円を6回にわたり寄附して下さる方や100万円を寄附くださった方もお1人おられます。また、村出身者でない方も同じ方が既に3回寄附して下さったと、こういう方も3人おられます。あるいは、村を訪れて非常にお世話になったということから寄付をされた方もおられます。寄附をされた皆さんの気持ちというのは、非常に大切にしなければならぬと、この点につきましては、質問者である中塚議員と全く同様に考えます。

村では、この寄附金の用途につきましては、申し出の際に、村の総合計画の基本計画にのっとりまして、誰もが安心して元気に暮らせる村づくり、それから村全体が農

村公園の美しい村づくり、それから村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる村づくり、人々がきずなを実感できる村づくり、村政一般に対する寄附の中から選んでいただきまして、希望に沿った事業への充当を行いまして活用させていただいていると、これが実態であります。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、総務課長のほうから今までの取り組みの中の具体的な金額等も説明がありました。長年にわたって寄附をして、中川村のために支援をしておってくれる人もいるという話を聞いて、大変心強く思います。

それで、私の、このふるさと納税に対する、ちょっと提案も込めて意見を聞きたいというふうに思いますので、お願いしたいわけですが、自立の村づくりを進めております日本で最も美しい村中川村のファンになってもらえるような取り組み、それから村のよさが維持され受け継がれていけるためへの応援をいただくというふうな、そういった、このふるさと納税の制度ができないものかというふうに考えます。その応援も、私は、この定住のために応援されたものを支援に回していくというふうなことをしていったらどうかというふうなことで、ふるさと納税のホームページ、インターネットで見ると、それぞれ自治体でPRをしながらというふうなことがあるわけですが、中川は、中川としての思いを、もう少し訴えるような形でふるさと納税というものを取り組んでいったらどうかあというふうなことを、ちょっと、ほかの行政や、いろいろなところを見て、同じようなことがみんな書いてあるなと思ったんですが、何ていうか、思いの伝わるような内容の訴えをしていったらどうかというふうなことで、このまま、中川村をいつまでも美しい村として存続させるためには、当然、定住対策ということが重要で、農家に入って研修している人の意見も聞いたりしますが、空き家っていてもなかなか見つからないしというふうなことがあって、仕方ないんで、高森か、どこかあっちのほうで、中川で百姓の勉強をしたけど、向こうで土地と空き家を探していかなきゃあしよがないかなあというふうな悩みもあるというふうな話もちらっと聞いたりしてみたときに、そういうふうなことで取り組んだらどうかということで、先ほどからも言っておりますように、返礼品の争いには決して参加していかんという、ここを、まず、しっかり押さえていただいて、取り組んではどうかということで、村に来てもらえるようなお礼の品ということで、例えば、ポイントカードというふうなもので、好きなときに好きな物というふうなことや、クーポン券というふうなもので村内の宿泊施設、民宿、飲食店、それからお店でも利用できるというふうなもので、この中川村のすばらしさを応援したいファンを大切に増やしていけるような、そういったふるさと納税の制度というふうなことで、中川ならではの内容のものを検討して進めていくべきではないかというふうに思うわけです。確かに、税制としては、ちょっと逸脱したところもあるんですが、制度として地域創生があって、安倍さんが総理大臣をやっているうちは、多分、これはずっと続くというふうに思いますし、2015年から、大分、このふるさと納税の内容も枠がちょっと広げられたというふうに変わってはきております。そういった制度を中川ならではの制度にして取り組むということがどうしても必要じゃないかというふうに思

うわけでありますが、その点について。

○村 長

ちょっと、まだ頭がまとまらないままに手を挙げてしまいましたが、ふるさと納税の、なぜやるかという目的をよく考えたい——考えねばいけないなと思ったんですけども、お金を集めるためなのか、ファンづくりをするためなのか、そのため、そうすると何をすべきなのかとかいうふうなことを、ちょっと、まだ、今、お話を伺ってですね、なかなか、村の、中川村のことを応援してあげようと思って応援して下さった方に感謝をするとか村の現状をお伝えするっていうふうなことは必要なことだと思うんですけども、クーポン券を渡すというのは、どういう目的にかなうのかなというようにところが、ちょっと、感謝の気持ちですかね、そこら辺は、ちょっと、今、いろいろ考えていて、ぱっと、こう、もやもやが晴れたような形に、今んところ、まだ、なっていないくて、ちょっといろいろ考えてみたいというふうに思います。もし、それをやるとすると、また、商工会とかの商品券とか、何か、何らかの制度、あるいはつれてってカードとかでもいいのか、そういうものを差し上げて、何ポイント書いて差し上げるみたいなこともあるのかもしれない、でも、それだと中川村だけじゃないですよ、つれてってカードはね、そうなると、やっぱり商品券で、ちょっと、すごく、今、まだもやもやしていて、明快なお答えができる状態でないです。そのポイントというふうなことからどういうふうに整理したらいいのかなというので、すみません。ちょっと、また改めます。

○5 番

(中塚礼次郎) クーポンとポイントカードということを具体的に挙げたもので、ちょっとわかりづらかったかというふうに思いますけれども、このふるさと納税でお礼のもの、お礼の品を一切出しませんよっていうふうでもないわけですよ？今、村もやっていることは、美しい村の冊子とカレンダーと、そういう情報を出しているっていうことは、お礼としては出しているということなんです、さっきも、今の返礼品の争いに、こう、マスコミに踊らされたり、ランクづけがあって、その雑誌が出ておってというふうなものにならんような形で、中川として、本当に中川を、さらに美しい村であってほしいっていう願いの衆の気持ちを酌めるようなものにしたいということで、品物を、お礼の品物を送るっていう形をとるんでなくて、金額はわずかでも、この中川の、その広報誌を送って、夏にはどんちゃん祭りがあるよ、お花見の時期はこうだよっていうふうな村の内容を知らせると同時に、中川に来てもらうというふうなことが一番いいんじゃないかなあというふうに私は考えるんで、そこらもうまく酌めるような形で、この制度をうまく活用できないかというふうに思うわけでありますが、その点について。

○村 長

おっしゃるとおり、そのね、おっきなお金をご寄附していただけるのですから、中川村に対しても興味があり、また、大変な好意をいただいているというふうに思います。

ただ、おっしゃっていることからすると、一つは広報的な、村の広報はお送りしているわけなんですけども、何か村の桜が美しい時期になりますのでお出かけくださいとかですね、どんちゃん祭りがあって、びっくりするほど盛り上がるお祭りですので、

ぜひお出かけくださいとか、いろいろ、そういうご案内、差し上げて来ていただくというのは、確かにいいことかもしれないし、来ていただいたときには、何がしかの、それべしのお迎えをするというふうなこともいいことかもしれないなと思いつつながら、お迎えまでするとなると、出欠の確認とか宿泊から結構大変なことになるなあとかいうふうなことをいろいろ思ったりもしておるのが今の、ちょっと、今、もやもやの、すみません、もやもや続きですみませんが、おっしゃる趣旨はわかりますけど、はい。そういう意味で、広報やなんかをお出ししたりとかっていうふうなことはしているというふうなことで、さらにその充実、村の現況とか、先ほど言った悩みとか、魅力とか、そういうものをもっとお知らせして、もっと中川村をよく知っていただいて、もっと中川村を応援していただくっていうふうな気持ちになっていただくっていうのは大事な事かなと思います。

○5 番 (中塚礼次郎) 村長も、まだ、ちょっと、その点については検討、急にきょうの質問でありますのでっていうことでありますが、中学生も非常にこのことを提案というふうなことで気にしている生徒さん、ちょっと一旦そのことは質問からっていうような、とめるような形で、何人かから複数出たっていうようなこともあったりで、懇談会や村民の人たちの声は、ここに、ちょっとね、どういうふうなっていうふうな、村の考えは一体どういうふうなかなあってっていうふうな、この疑問が非常に、関心が非常にある問題であります。今の制度の中で、今、余りにも目に余るようなものでなくて、中川に合ったようなものをみんなで検討してみて、本当にできないのか、もう一切だめなのか、現状の程度を超えるわけにはいかんというふうな結論なのか、そこらの辺は検討してみて、いい知恵を出していけたらなというふうには私は考えるわけです。

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、6番 柳生仁議員。

○6 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2問、高齢者福祉についてと子ども・子育て支援、少子化対策について質問してまいります。

ちょっと風邪っぽいで、声が悪いんで、よろしく願います。

そんな中で、最初の3番目の支え合いサポート養成講座の字であります、これ、確か、「養う」「生まれる」という字だったと思いますので、間違っておりますすみません。よろしく願います。

それでは高齢者福祉について質問してまいりますけども、3つの1つであります、電動セニアカーにわかりやすいポールなどつけられないかということでございますが、最近、高齢者の電動セニアカーが多くなってまいりました。利用者に聞きますと、大変便利で都合がよいと聞きますが、この電動セニアカーが、より安全に利用するためにも、通行車両からわかりやすい表示、ポールみたいなものであります、つけてはどうかということをご提案するわけがあります。

過去に徳島県の上勝町へ研修のときに、あそこでは、村長もよく言われる彩の葉っぱでもって有名であります、ここでは高齢者の方々が電動セニアカーが主力になっ

て動いております。そして、みんな、確か赤っぽいポールだと思いますけども、つけておきまして、遠くからでもよくわかる仕組みになっておりました。そういったことから、私どもも飛んでおきまして、実は、電動セニアカーを若干見落とすときもあるかなと、近くへ行くと感じる時がありますけども、村でも、交通安全の面からも、歩行者の位置づけでありますので、ポールをつける用はないかもしれませんが、何か、こうした電動セニアカーを利用される方を守る方法を考えられないかお伺いします。

○総務課長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきますけれども、ちょっと1点、気になる点がございまして、先にお話させていただきますと、柳生議員、通告書の中では「セニヤカー」という記載になっているんですが、ちょっとインターネットで引きますと「セニアカー」で、ちょっと、また調べましたら、セニアカーっていうのは、スズキの登録商標であるということで、ちょっと、個別の商品名ですので、どちらかという、セニアカーっていう言い方があるんですが、セニアカーのほうは、どうも登録はないようで、一般的には、ちょっとセニアカーのほうが適当かなというふうに見させていただきました。よろしいですか。

○6 番

(柳生 仁) はい。

○総務課長

一般質問の通告書の中でも上勝町の名前が出ておりましたので、どんなもんかなと思って私もインターネットで検索をしてみたんですが、具体的に出ているものがございませんでした。そのために、私のほうではメーカーのほうのセニアカーのほうの詳細な内容をちょっと調べさせていただいたところ、セニアカーは、道路交通法では車両でなく歩行者扱いということで、歩道がない道路を走る場合は右側を、それから、歩道がある場合は歩道を通行するという、道路交通法では原動機を用いる歩行補助車両というふうな呼称が使われていると、この原動機を用いる歩行補助車等の法的な要件は道路交通法施行規則に規定されておきまして、車体の大きさが決められております。長さ120cm、幅70cm、高さが109cmを超えないことと、それから、車体の構造については、原動機として電動機を用いるとか、6km毎時を超える速度を出すことができないとか、それと、歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な吐出部がないこと、そういったものが載ってまして、かかわることを調べますとね、この高さの109cmっていうのは、ハンドルについておりますミラーの高さとほぼ同じぐらいの高さになるのかなというふうに見ました。わかりやすい表示としては、乗っている方の頭より高いポール等が必要かなというふうに思われますけれども、メーカーのオプションの中には入っておりませんで、逆に、メーカーの注意事項の中で、標準品以外のオプション品を取りつけることで車体が規定の寸法を超える場合、道路交通法施行規則に合致しないため歩行者とみなされないという、こういう記述がメーカーのほうの注意事項の中にございまして、どうも、私の判断からしますと、上勝町でポールつけているっていうのは、ちょっと違反になってしまうのかなという、最近、このセニアカーによって、歩いている方との、やっぱり接触事故とか、いろいろ多いと、増えているということも載ってました。そんな中では、ちょっと、確かに目立ちやすくなるというものの、どうかなと、逆に、最近、標準オプションというかで、こう、

ぴかぴかというね、LEDの点滅なんかがつくようになっている機種もあるということの中では、逆に、そういったもののほうが安全なのかなというふうに思われました。

以上であります。

○6 番 (柳生 仁) そこまで詳しく調べていなくすみませんが、実は、上勝町へ行ったときにはカタログで、こういう車両、こういう形でもってわかるようにしておりますよというものがありましたんで伺ったんですが、上勝町が道交法違反をしているということになりますと大問題でありますので、また、光る仕組みとかあればいいかなと思います。

また、この呼び方が間違っておりましたことは訂正いたしますので、よろしく願いします。シニアカーということで、よろしく願いします。

次に、在宅介護の支援について伺ってまいりますけども、このことは、石川県の川北町でもって手厚い支援しておりますので、これを参考に質問させていただきます。

家族によって在宅介護をされている方の家庭に介護慰労金を中川村では出してありますが、これを少し増やせないかっていうことを質問するわけであります。

石川県の川北町では、65歳以上、介護度とかいうんじゃないくて、寝たきりの方を介護している家庭に1986年から月額5万円を支援しているようであります。

そのほかに、参考に申し上げますけども、インフルエンザ防接種は、当村もそうであります。18歳まで無料、65歳以上を、全額、町負担、35歳については、人間ドック、脳ドック、PTの研修には年1回、合計14万8,000円を支出しております。

また、75歳以上の後期高齢者には医療費は自己負担ゼロというふうに聞いてまいりました。その75歳以上の方の自己負担ゼロにつきましては、保健福祉課に確認したところ、ゼロ負担はあり得ないという説明を聞きまして、ありましたっていうことで、もう1回、この川北町に確認しましたところ、川北町では75歳以上の方の医療費保険はゼロという回答でありました。

この川北町につきましては、財政的にも中川村とほぼ似たような財政で行っているわけですが、問題の寝たきりの家庭の方々の介護慰労支援金、中川村でも、月額1万円ですか、出していただいておりますけども、もう少し手厚い支援をできないか村長に伺います。

○保健福祉課長 村長にということですが、この件につきましては、担当しております保健福祉課のほうでお答えをさせていただきます。

川北町につきましては、さまざまな福祉施策、いろいろ手厚くといいますか、やられておまして有名なまちでありますけれども、介護慰労金に関しましては、川北町との比較ではなくて、この近所といいますか、近いところの比較の中で、決して低い水準というふうには考えておりませんので、現在では、現時点では、増額の考えはございません。全国すべてを調べたわけではありませんけれども、自治体ごとに範囲や金額はかなり差がありまして、介護度4以上の重度者や低所得者に限定しているところはかなり見受けられますし、慰労金自体がないというところもあります。家庭で介護しているということに関しましても、介護施策を全く使っていないということを要

件に行っているところもありまして、いろいろな視点があるのかなあというふうに思っています。

川北町の条例も拝見いたしました。お読みいただいたとおり非常に広く解釈できる表現になっておりまして、実際にどのような家庭に出ているかというのは想像が難しいものでありました。

運用の実態まで含めて情報が得られるところとなりますと、どうしても近いところとなりますが、その中では、制度上の表向きの金額と実際に支給されておいた金額の両面から見て、当村の水準は比較的高いほうにあるのかなあというふうに思っているところでもあります。

○6 番 (柳生 仁) もう1回、伺いますが、中川村の支援しているのはいいほうだというふうに解釈、安いほう、いいほう、高いほう、ちょっとうまく聞こえなくて、すみません。

○保健福祉課長 金額としては高いほうであるというふうな評価をしております。

○6 番 (柳生 仁) 村として高いという評価であるならば、やむを得んかもしれませんが、全国的にも、そういった手厚い支援をしているところがありますので、ぜひとも参考にして、今後のこうした在宅介護の方々への慰労というのをしっかり村としても見てあげてもらいたいと、こんなふうに思っております。

それでは、3問目の地域支え合いサポート養成講座について伺いますが、ことしの夏、地域支え合いサポート養成講座が3回にわたって行われました。多くの方々が受講されまして、自分のほうも何回も行きたいと思いましたが、実は、いろんな都合で1回半しか出られなかったわけではありますが、まだまだ研究段階ではありますが、今後どのように取り組んでいくか、また、参加者も取り組み方が難しいなどと言っておりますが、村として、これからの支え合いサポートをどうしていくか、まず、お伺いします。

○保健福祉課長 それでは、この件につきましても保健福祉課のほうでお答えさせていただきます。

ご質問の地域支え合いサポート養成講座であります。社協が開催した生活支援サポーター養成講座ということであろうかというふうに思います。この講座の中身は、地域でどのように支え合っていくかという答えを得るというよりも、答えに近づくための手法を学ぶという性格のものであったのかなあというふうに思います。これは地域づくりの手法そのものとも言えるものであったかというふうに思います。その手法を私たちにまとめますと、課題が明らかになり、それが関係者で共有されれば、何をすべきか見えてくるという、当たり前といえば当たり前のことなんですけれども、そういうことだというふうに理解をいたしました。そして、その課題はできるだけ細かくかつ具体的であるほうが望ましい、なぜなら、それによってすべきことも具体的にはっきりするからだというふうに学んだところであります。これは、まさに地域づくりそのものかなあというふうに思ったところであります。

今後は、各所でこの手法を展開していただきたいんですけれども、そのためには、より多くの皆さんにこの手法や考え方を知っていただくことが必要かなあというふう

に思います。したがって、講座についても引き続き開催できるように社協とも連携してまいりたいというふうに思いますし、本年度は支え合いマップづくり懇談会の場でも、同じようなといいますか、問題提起をさせていただきましたので、今後も、そういった機会を捉えていきたいというふうに思っております。

来年度、介護保険の事業として生活支援コーディネーターを設置したいと考えておりますが、コーディネーターの方には、できるだけ地域に出向いていただいて、こういった手法を広めるとともに、地域の課題の掘り起こしをできるだけお手伝いをしたらというふうに思っていることと、また、その結果を村全体で共有できるような場を設けていきたいというふうに思っております。

○6 番 (柳生 仁) 28年度、地域へ入って、似たような講座をしながら取り組んでいただけるという解釈でよろしいわけですか。もうちょっとマイクの近くで聞こえる、何かね、声が非常にこもっていて、自分の耳が遠いのか、ちょっと聞きづらいんで、わかりやすくお願いします。

○保健福祉課長 失礼いたしました。

生活支援コーディネーターと地域包括が一緒になってということになるかと思いますが、地域に出向いていきたいなというふうに思っております。

まずは、来年、多分、マップづくり懇談会が引き続き開催されると思いますので、引き続きそういった場に職員が出向くとともに、生活支援コーディネーターについては、もっと当事者といいますか、できるだけ地域サロンのような場も踏まえながら、そういったところで直接お話を聞きながら活動を進めていきたいというふうに思っております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひ、地域へ入ってしっかりサポートしながら、地域で何ができるかということを研究しながら、私たちもお互いにお互いを支え合い、また、動ける者は動いて支え合うっていう、そんな仕組みが取り組めればおもしろいかなと思っております。

実は、松川町で、コミュカフェっていう、何か、ものがあるようで、そこでもって、デイサービスじゃなくて、そういった方々が楽しめる環境も、何か始めているんだということで、社協の担当も行って聞いてきたが、ちょっと中川村は無理かなんていうことを言っておりましたが、実は、中川のアンフォルメル美術館へも来てくれまして、一日、食事とお楽しみで1,000円だということで取り組んで、町が、おります。これは地域支え合いではありませんが、町が取り組んでいるようでもありますので、こういったのを参考にしてもらいまして、何ができるか研究いただければありがたいなあと、そして、その参加者も、非常に楽しいということで喜んでおりました。その内容は、少し述べてみますけども、まずは、土日はやっておりませんが、月曜日から金曜日まで、そして入浴はありません。そうした中で、パソコン教室をすとか、それからアコーディオンの演奏とか、よろず相談とか、ノルディック教室とか、いろんなことを取り組んで、健康に楽しんでいるようでもあります。これは、さわりだけ申し上げて、松川町に詳しく聞いておりませんが、こういったのがあるっていうことを承知し

ながら、地域へ下ろしていただければ、また新しいものが開けるかなあと考えておりますので、よろしくお願いします。

次にまいりますけれども、子ども・子育て支援と少子化対策について伺ってまいります。先ほど5番議員が、猿問題、言いましたけれども、私のほうも、1つ目として、通学路の安全についてということで、これは、一緒のところではありますが、県道、通称、私は長い坂と言っておりますけれども、ここは非常に猿の出没が多いわけでありまして、見てみますと、路肩、道上、道下とも非常に樹木が茂っておって、猿が隠れやすい環境にあります。また、猿が出没し、県道で遊んでおっても、慣れているせいか、車が来てもなかなか逃げない状況にあり、通学時に子どもが大変危険を感じているということを家族や住民の方からは心配されております。こういったのは県道わきでありますので、県にお願いするか、村でやるかわかりませんが、一定の幅の樹木の整理をしたりして、見通しのよい環境をつくるような抜本的な対策ができないか伺います。

また、あわせて、村内全体的にも村道等に樹木が茂り危険と思われる箇所がありますので、点検の必要性があるのではないかとということをお願いしたいわけでありまして、住民の方からも非常に危険な場所もあるので心配ということを聞きますので、ぜひとも点検して、必要な対策をお願いしたいわけでありまして。

先ほど課長の報告がありましたように、ことしは大草地区で猿のおりを仕掛けて、しっかり猿を駆除しますよということをお友会長さんから話を聞いております。

また、先ほどありましたように、ことしの夏、子どもが猿に遭った被害もありますので、村としては、まずは長い坂の猿対策でございますが、樹木の伐採などして見通しのよい環境がつかれないかどうかお伺いします。

○建設水道課長

私のほうから、道路管理者の立場でお答えをいたします。

道路沿いの樹木につきましては、通行の支障になっている場合には伐採等の処置を行って、良好に道路を維持管理していくということは道路管理者としての務めであると考えております。

それで、倒木や落石等があった場合には、国道、県道であれば県、村道であれば村が処理をしております。ただし、それは緊急的な処置でありまして、必ず山林等の所有者への連絡と承諾というものはとって行っているということでもあります。

ご質問にありました一定の幅の樹木を伐採するといった予防的な対策につきましては、道路管理の立場から言いますと、通行の支障になるということではありませぬので、なかなか県や村が行うということは難しいものがあるというのが実態でございます。あくまで個人の山林なりの樹木の管理ということは、所有者が行うということが基本であるというふうには考えているところでございます。

それで、猿対策についての全村的な点検ということにつきましては、昨年度末に設置をされました通学路安全推進会議というものがおりますけれども、その場におきまして拾い出しがされておまして、会議の中で対応についての検討がされているということでございます。

- 6 番 (柳生 仁) 今、続けて言ってしまったけども、村道全体的な見回りみたいなことのほうは考えておらないかどうか、もう一度お願いします。
- 建設水道課長 村道全体の点検につきましては、随時、パトロール等は行っておりますので、必要な場合には、村のほうで伐採等をするという処置も行っております。
- 今後も引き続き、そういったところについては処置をしていくということでございます。
- 6 番 (柳生 仁) ただいまの答弁の中で、長い坂の件であります、猿対策として向こうが見えるような環境はつくらないというふうに解釈してよろしい、つくらないっていうか、できないというか、行政としても、その地主さんをお願いするとか、そういったことはできないっていう解釈でよろしいですか。
- 振興課長 長い坂周辺、学校周辺の通学路の周辺の、その猿対策、有害鳥獣対策としての環境整備という点につきましては、先ほどのご質問にもお答えをしたとおり、森林整備、里山の環境整備という中で検討してまいりたいと思っております。
- 先ほど建設水道課長が、道路管理の通行上、支障になる部分と、また、そのほかの奥については、また、森林所有者の協力を得ながらしていく必要があるということでございますので、その点については、里山の整備、森林整備という中で考えてまいりたいと思っておりますし、先ほどちょっと申し上げましたが、周辺、集落等の境の部分ですとか、道路の境の部分については、その緩衝帯整備というような事業もございまして、そういったことも含めて、また、道路際で、当然、道路敷きであったり、危険なところは、そういった中では対応が難しいところもありますので、そんなところは、また道路管理者と相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。
- 6 番 (柳生 仁) ぜひとも、だんだん先送りではなくて、早い対応でもって、先ほど課長、言われたように、信大教授の話では、信大の教授の話では、向こうが見える環境は猿が出にくいんだというお話もありましたので、ぜひとも、あの長い坂は、子どもたちが非常に多く通るし、心配されますので、環境整備は急いでもらいたいと、そんなふうに思っておりますので、先送りにしないように早い、里山整備とお願いします。
- 次に、子どもの自転車保険の補助についてでございますが、この補助がいいかどうかはわかりませんが、最近、子どもの自転車事故により、保険に入っていないと、その家族が賠償責任を問われるニュースは、恐らく多くの方が聞いておりますし、その金額は途方もない金額で、その家族が生涯かかって払わなければならないということになってまいります。
- そこでもって、子どもさんが自転車を利用する家庭の方々全員が保険に加入するように推進し、その保険の一部、ほんのわずかで結構であります、村が補助することによって、みんなが入ってくれないかなあとということで提案をするわけであります。
- また、中川村で、現在、何人が保険に入っているかという把握はできていないようであります。
- 西小学校へ行って伺ったところ、小学校3年から自転車の乗り方についての講習会

があるわけですが、そのときには全員の方が自転車を持ってくるよということから、ほとんどの子どもさんが自転車を持っているのかなあと思いますが、このときに保険に入っているかどうかはわからないという回答でありました。

そこで、長野県に確認したところ、長野県全体で1万件ほどの加入者があるというふうな回答がありました。そして、県のほうでは、PTA等を通じて団体加入ということで、1億円くらいの保障でもって、比較的安くでもって保険に入れるということでもあります。

保険に加入する仕組みとして、少しでも補助をすることによって全員が入ってもらって、中川村から子どもさんの事故でもって御家族が路頭に迷わないような手法がないかどうかということでもって、自転車保険の加入について伺います。

○教育長

お答えいたします。

自転車を持っている児童、生徒の子ども自転車保険への加入は、今のお話のとおり、余り多くありません。

中川中学校では、自転車通学をしている26名のうち13名は加入しておりますけれども、半数の13名は、今のところ未加入であります。

小学校の加入状況については、お話のとおり把握できておりません。

自転車通学の場合、通常は通学路を通行しているときには、けがについては日本スポーツ振興センター学校保険の関係で対象となりますけれども、通学路でない場合のけがとか、また、加害者になった場合の相手に対する賠償等は、もちろん、それには該当しないわけでありまして、そんなわけでありまして。

兵庫県では、昨年10月、自転車保険加入の義務づけが条例化をされましたけれども、自転車通学の生徒には、ぜひ、自転車保険に加入できるように勧めていきたいというふうに思います。

通学に使用しない児童、生徒については、自転車の利用頻度や、また、運転をする範囲もそれぞれさまざまありますので、村で保険費用の一部負担というふうなことは、なかなか難しいかなあとというふうに思います。

ただいまお話のありました県のPTA団体の保険等、自転車事故以外にも対応していただけるような、そういう手だてを進めていくということであろうというふうに考えております。

○6番

(柳生 仁) 今、伺うと、26人中13人しか保険に入っておらないということで、ちょっと怖いかなあと、ちょっと話、変わりますが、企業なんかの場合ですと、民間保険に加入していないと通勤に車を使っちゃいかんよということがあります。役場ではわかりませんが、役場では、職員が自動車通勤の場合、民間保険、任意保険へ入っていないでも通勤可能ですか。ちょっと質問外ですが、よろしいですか。

○総務課長

職員の通勤用の車両につきましては、原則として対人無制限へ加入という条件にしております。

○6番

(柳生 仁) ということでございますので、もし、学校でも、最低でも通学に使う自転車は、全員、強制加入というくらいなことは言ってもらってもいいのかなあと、

また、小学生の方々も、もし自転車を使うなら、みんな入ろうということを引きちゃんと勧めてもらいたいと思うんですけども、村長、その点、いかがと思いますか。子どもさんが、もし、その事故があった場合は、その家庭が本当に、生涯、終わってしまうんですけども、子どもの自転車保険についてはどんなお考えでしょうか。

○村長 強制とまでっていうのは、ちょっといかがなものかなと、そういうことがありますよというようなご案内を差し上げることは、多分、今、学校のほうでもお話をさせていただいておりますけれども、いただいているかと思いますが、強制だというのは、ちょっと、そこまでというのは、私は、ちょっとやり過ぎだと思います。

○6番 (柳生 仁) 企業ではありませんので、強制とは言えませんかもしれませんが、PTAのほうでも、各家庭に連絡はとってくれてあるということは承知しておりますけれども、うまく浸透していないことと、やはり保険金が、そんなに高い金額ではなくて、月額300円くらいですか、確か年間3,000円ちょっとくらいだと思いますけれども、家庭によっては若干苦しい家庭もあるのかなと思いますけれども、そういったものに、もし、できるならば、村が若干補助することによって多くの方が加入できるならば、それは大きなプラスかなあとと思いますけれども、何でも補助、補助っていうことがいいかどうかわかりませんが、村として、そういった前向きな考えはないかどうかお伺いします。

○教育長 子どもの安全っていうことは本当に大事なことでありますので、PTA等を通じて勧めていきたいというふうには思います。

自動車保険も個人の加入というふうになっておりまして、この自転車についても、ゆくゆく、そういうところが、個人のところで進んでくることを期待をしております。

○6番 (柳生 仁) 若干補助できないか質問するけど、なかなか、そのほうは、うまく回答が来ませんが、補助っていうことは非常に難しい、新しい補助をするから非常に難しいわけですけども、ぜひとも研究していただいて、中川村から、そういった不幸なことがないように、ぜひ教育委員会でも、村長のほうも取り組んでもらって勧めると、村長のほうから強制っていうことは無理があるといいますが、ぜひ、中学等、通学で使うの方々には、私は、ある面では強制でもいいのかなと思うわけですが、そういう点をきちんと対応していただきまして、子どもが不幸にならないように協力をお願いします。

3問目ではありますが、ひとり親家庭への支援について、中川村においても、ひとり親家庭を支援できる仕組みとして、これ、参考であります、ひとり親家庭福祉会の仕組みを立ち上げたらどうかっていうことを質問してまいります。

これは、第61回長野県ひとり親家庭福祉大会っていうのが10月にいなっせでありまして、参加してまいりました。ここで伊那の白鳥市長は、自信を持って伊那市は日本一子育てしやすいまちということをおっしゃっていました。そうした中で、ひとり親家庭で育った子どもさんが人から信頼される人になりたいという作文を読んだり、また、ひとり親家庭でもって頑張っているお母さん方に県のほうから表彰したり、そんなことがあったわけでありまして。

現在、地方事務所にひとり親家庭相談窓口があるわけでありまして、遠方でもって相談に行くのが大変と聞いております。県に相談して、月に1回ぐらい時間を検討して、移動長野県ひとり親家庭相談窓口の日を村でも設定できないか伺ってまいりたいなと思います。

また、近隣のひとり親家庭福祉イベントなどは、どのように紹介というか、通知、出されているか伺いたいわけでありまして。

このことにつきましては、伊那市の伊那市ひとり親家庭福社会長さんからの情報でございますが、伊南では宮田村と飯島町が、こういったひとり親家庭を支援する仕組みがあるようでありまして。そうした、こういったところでもイベントが行われておりますが、この福社会は、役場内にあるわけではありませんが、立ち上げは役場が手伝えるのかなあと、こう思っております。最初の立ち上げは、もし必要なら伊那市の会長さんが来て一緒に相談に乗ってくださると力強く言ってくださいましたけれども、中川村としてひとり親家庭に対する支援はどのようにされているかお伺いします。

○保健福祉課長

まず、具体的な組織のお話でありまして、中川村には母子寡婦福祉協議会、通称、やすらぎ会とっておりますけれども、それがございまして、平均年齢が50歳以上ということでありまして、母子というよりは寡婦の組織となっております、ひとり親家庭の組織というものは変わってきているかなというふうに思います。

また、かつては郡的な組織もありまして、加入をしておったようでありまして、平成21年度くらいだったかと思っておりますけれども、その組織自体は、もう消滅をしているということだというふうに理解をしております。

中川村のやすらぎ会につきましても、そのあり方について、いかなものかという議論が庁内でもございました。よりひとり親の支援に、ひとり親の支援組織というふうな部分になるのは一つのあり方だなということも考えたわけでありまして、現状を見ますと、ひとり親の方の場合は、御自身の仕事などをお持ちだということと、子育てや地域の子どもや地域の行事などに非常に忙しくて、組織の活動を担っていただけるかどうかというのは非常に心配であります。また、余計に負担をかけることになってしまうのかなあというふうな思いもございまして。

一方、どこかが企画した組織に参加をしていくというだけであれば、組織をしていく意味も、果たしてどうなのかなというふうに思うところであります。

市になりますと、対象の方も多いたということがあったり、行政側にも体制があるということもあって、比較的、活動は活発だというふうに聞いておりますが、飯島町や宮田村につきましても、組織はありますけれども、行政の関与は非常に薄いというふうに聞いております。

したがって、当村で、そこと連携にしる、何かイベントをやったり組織の活動をしていこうという場合には、正直なところマンパワーが不足しているかなというふうに感じているところであります。

地方事務所のひとり親家庭相談窓口であります、福祉事務所の中にあるわけですが、人数が少ないということと、兼務だということで、定期的な出張開催は難

しいそうではありますが、相談する方が車に乗れないとか、伊那まで行けないというような場合であれば、希望すれば日程調整をして、例えば役場などに来ていただくことはできるということだそうですので、役場を通じてでも直接でも結構ですので、ご連絡をいただければというふうに思うところであります。

また、村外のイベントに関してであります、ひとり親家庭連絡会のようなところから、もし情報があれば、広報等はするわけですけれども、実際、そういった広報依頼等の実例がないのが実情かなということで、特段、何もできておらないのが現状であります。

- 6 番 (柳生 仁) ひとり親家庭の福祉会のあり方については、庁内へそういったものを設けるっていうことは無理だっということも聞いておりますけれども、最初の立ち上げは一緒になって考えてあげることがいいのかなあと、そして、そうした方々の困ったことをお互いに悩みを共有できるような環境整備はあってもいいのかなあと、私はこのように思っているわけでありまして、今、なかなか難しいようでありますけれども、宮田村でも、昨年、立ち上げたけれども、まだまだ加入者は少ないようでありますけれども、徐々に浸透して、加入者がたくさんおればいいっていうものではありませんけれども、そういった方々の悩みを共有できる環境をつくっていきたいと思っております。ぜひとも、中川村でも、こういった方々の悩みを聞ける環境づくり、また、県のほうの出張相談も人手が少なくて難しいって話でありますけれども、そうやって思っておりますと、物事は進まない、ぜひとも前向きに検討していただきたいわけでありまして、忙しい、忙しいでもって物事を終わらせていきますと、ああ、そうですかと終わってしまうんで、ぜひとも、忙しい中にやりくりし、毎月できなければ2月に1回でも結構です。そういったことを、今後、考えていけるかどうかお伺いします。

- 保健福祉課長 ご質問の趣旨はごもっともかというふうに思います。

忙しいのは行政でもあります、当事者の皆さんも非常に忙しい中ですので、その辺をいかにかかわりを持ってやっていただけるかなということが、一つ、こちらとしては課題な部分に思っているところでありますので、ぜひとも機会を捉えて、ちょっとご意見を聞かせていただくようにさせていただきたいと思っております。

- 6 番 (柳生 仁) ぜひ、ひとり親家庭の方々がお互いに悩みを共有しながら楽しくいけるような環境づくりを一緒になって考えていただければと思っております。

次に、4番目と5番目は確認事項であります、つどいの広場のバンビーニの登録、年間登録料無料化について、これは過去にも質問しておりますけれども、その都度、無料にできませんよっていう答弁が来ております。

こんな中で、ことし、住民懇談会でも、担当が来て、無料化にできないかという意見が出されました。年間の利用者は約200人弱ということで、担当者も無料にしたことによって村の財政に影響が出るとは思いにくいと言われておられました。また、この担当者の話によりますと、夏とか正月、里帰りしたときに、登録していなくても気楽に行ける環境整備も大事かなあと、また、外国人の方々にも気楽に来てもらえる環境

がいいかなあと、こんなことでもって無料化できないかっていうことの話がございました。

また、飯田市、それから飯島町でも、全部、無料にしておりますよということから、中川村だけが特出して無料にするんじゃないんだという話でございますので、村長も車座集会で、お話、聞いておったと思いますけども、このバンビーニの無料——無料開放っていう表現がいいかどうかわかりませんが、登録料無料ということはどのようにお考えかお伺いします。

○保健福祉課長

村長へということではありますが、一応、村長とも話をした上で、こちらから回答をさせていただきたいというふうに思います。

まず、登録ということに関してであります。御承知のとおり、ここの施設は無段の立ち入りができないような仕掛けになっておりますので、誰でもが勝手にどんどん入ってこられるという、そもそも、そういうふうになっておらないものであります。スタッフの者につきましても、来ている方が誰なのかということは、ちゃんと把握をしておかなければいけないということ、それから、村外からの利用も多いわけですが、登録していただくことでどこの誰だということがわかりますので、いずれにしても、登録ということ自体は今後もきちんとしていきたいというふうに思っています。

無料、他の市町村で無料というところも例はありますが、市町村外からの利用ができないとか、土日が休館といった事情は多いかなというふうに思います。村の内外で有料、無料を分けたらという案もありますが、広域的に、より多く多様な交流の機会が得られるということと、バンビーニの周辺への経済的な効果ということがありまして、現時点では内外で差をつける考えはないというふうに思っております。

一旦登録していただければ、あとは気軽にご利用いただけるものでありますので、そのための年間500円というのは、決して高いことではないのかなというふうに思っております。

車座懇談会の中でも、この金額なら無料にしても変わらないんじゃないですかというご意見もありましたが、負担だからというお話はなかったということです。外国人の方で、どうしても呼んできたんだけど500円払うのがということで抵抗を示されたということではありますが、こちらが思うに、じゃあ500円がなかったから来てくれるのかなあというのは、ちょっと、そこは、それで疑問に思っているところであります。

村としましては、受益者負担という原則的な考えがございますので、全くの無料というのはいかがなものかというふうに思っております。できないというよりも、すべきでないのかなというのが現時点の考えであります。

また、利用していただく方につきましても、やっぱりきちんとした手続を踏んでやっているということのほうが、むしろ気兼ねなくご利用いただけるのかなあというようにも思います。

現在、初めて利用される場合については、その日に限ってはお試しということで、

見学扱いということで、ゆっくりしていただいて、気に入ったら500円払って、次から来ていただくというやり方にしておりますので、まずは、一度、バンビーニにお尋ねいただければというふうに思います。

○6 番 (柳生 仁) 答弁は以前とほとんど変わらないわけでありまして、ぜひ、担当者が、私は、無料にするから登録するな、しなくていいって言っているわけではありませんので、登録はしますけれども、気軽に使える環境ってということで、どこどこと土足で踏みにじるってことを言っているわけじゃありませんので、勘違いしないでください。ぜひとも、誰もが気楽に立ち寄れる環境ってことで隣の縁側へ行ってお茶を飲む感覚でもってきてもらえる、そんな環境づくりが大事なかなと思いますので、ぜひとも、今後、また研究課題としてしっかり研究をしてください。お願いします。いいですか。お願いします。

それから、次に、9月に一般質問してありますけど、片桐保育園の28年度、夏対策はどのように検討されたか、さらっとお答えをお願いします。

○保健福祉課長 では簡潔にお答えいたしますが、9月の答弁のとおり、通常保育室につきましては、専門家からの提案をお願いできるように働きかけをしている最中でありまして、

また、未満児室については、28年度でエアコンを設置したいというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) わかりました。

次に、出産祝い金を第2子から段階的に多くしてはどうかということですが、ここに総合計画って書いてしまいましたが、総合戦略であります、検討するとあります。村では、現在、第3子から出産祝い金を8万円支給されておりますが、この参考事例として、石川県の河北町であります、社保では第2子から10万円、3子20万円、4子30万円と段階的に手厚い支援がされております。これ、国保では別に手厚いって書いてしまいましたが、再確認したところ、社保と同じような祝い金、お金でございます。そして、川北町では、祝い金と言わずに出産育児一時金という名称でついておりますので、担当に聞きますと、祝い金っていうようなものと言われておりました。

村長も子育てに力を入れていくということでございますし、これから総合戦略でもって第2子から祝い金を出そうと言っておられますけれども、どのような考えをお持ちか伺います。

○保健福祉課長 来年度、総合計画の実施事業を検討する中での方向としましては、第1子から出していったらどうかというようになっております。水準につきましては、とても川北町のようなふうにはいきませんが、すべてのお子さんの誕生を祝うという意味での広く支給にしたいなあとというふうに思っております。

水準については、予算編成の中で固めていくということでご理解をいただきたいと思っております。

○6 番 (柳生 仁) 金額的には、1子からどのくらい、1子、2子、3子と上がっていくって解釈でよろしいですか。

- 保健福祉課長 はい。1子から、1子よりは2子、2子よりも3子のほうが高いというふうな段階を考えております。
- 6 番 (柳生 仁) ぜひとも、そういった手厚い支援をすることによって、また、子育て環境が変わってくるかもしれませんので、よろしくをお願いします。
- 次に7問目でございますが、不妊治療費の保険適用外を限度額を多くしてはどうかということをお伺いします。また、治療を希望される方には回数制限を設けない仕組みが必要じゃないか、これも川北町の事例であります。年間限度額を70万円までとして、治療回数の制限はなく、子宝に恵まれた方がいると聞きます。
- 中川村では回数制限があり、補助も少ないと担当から話を聞いております。
- 今後の少子化対策の参考になると思いますが、この不妊治療費の限度額の上乗せと治療回数の制限撤廃はどのように考えているかお伺いします。
- 保健福祉課長 妊娠可能性の高い若い世代から安心して治療ができるということと、そのために経済的な負担の軽減を図って利用しやすい環境を整備することは、少子化対策の一つとして重要だというふうに考えております。
- 保険適用外というお言葉がありましたが、現在の補助制度は、既に現行、保険対象外の治療に対する補助というふうになっております。それも、健康保険対象外の治療のうち高額になる体外受精と顕微授精に関してのものになっております。
- 限度額と回数につきましては、来年度において拡大をしたいなあというふうに考えております。
- 県下の約4割については、当村と同じ10万円が限度なんです。30万円のところが約2割、20万円が15%くらいということでもあります。このあたりが参考になるところなのかなあというふうに考えているところであります。
- 回数については、県下でも制限なしとするところが相当数あるんですが、逆に通算5回以内、場合によっては3回というふうに限定しているところも多くありまして、これは相談指導体制のことでと実例に照らしてのことだと思いますが、政策をアピールするという側面もあるのかもしれない。
- 当村としては、よい結果を期待しまして、可能性の高い時期に治療に傾注していただけるというような視点から、期間を区切った中で年間の助成回数を増やしていくというふうなやり方でできればと考えております。
- 6 番 (柳生 仁) 誰もが本当に子宝に恵まれることを望んでおりますので、ぜひとも、こうした治療費については自己負担が余りかからないように全体で応援してあげればいいなあと思っております。
- 今、川北町を参考にお話ししましたが、役場に問い合わせてみますと、子育て環境整備と負担軽減を柱とすることに取り組んでおります。自治体の政策次第では人口増の達成ができると、川北町は実践しております。事業の成果として、手厚い少子化対策によって子育てしやすいまちとして知られるようになったわけでありまして。また、働く場所の確保などによって、特に若い夫婦の転入が増えたことが子どもの増加につながっていますとお話がありました。2012年の特殊出生率は1.62というこ

とで、結構、高い位置を示しておりますし、14歳以下の人口比は20.5%と高いわけでありまして、中川村は13.5であります。また、65歳以上では19%と低く、中川村では32.9%でありますけれども、川北町は、町の全体の人口バランスがとてもいい状況にあります。川北町の決算カードを見てみますと、予算規模では総額36億円くらいで、中川村とほぼ対等ではありますが、使い道によって、ちょっと違っているかなあと、中川村は建設費、農業費が非常に多いわけですが、ここでは民生費が非常に11億円と大変高いお金を使っております。そうした点、政策上、やむを得ない部分もありますけれども、ぜひとも、こうした優良事例のことに、川北町は、過去には人口減少で悩んでおったわけでありまして、政策の努力によって人口が増えてきたということもありますので、中川村でも、ぜひとも、村長の子育て支援しっかりやりますよという考えがありますので、政策の支援でもって子育てをしっかりとしてもらいたいと、こんなふうに思っております。

最後に総合戦略であります。村内各所に若者向けの住宅の定住促進ができないかっていうことを質問してまいります。

古民家の利用の希望があるけれども、利用がなかなか進んでいない状況にあります。

以前にも、美里地区でも場所を示してありますが、まだ余り進んでおらない状況にあります。

28年について、どのような計画があるか伺います。

これもまた参考事例を申し上げますけれども、秋田県の羽後町では、田舎でのスローライフを満喫できるお試し住宅として定住体験住宅を取り組み、幅広い年齢層の方々に対して田舎暮らしの機会を提供し、日常生活において町の魅力を十分に感じてもらい、交流、定住へと結びつけようとしています。実績として、22年にスタートをし、23年からいよいよ使えるようになったわけでありまして、現在までに2組が定住にこぎつけたということでもあります。その内容を説明しますと、建物は1棟で、オール電化、部屋は和室とベッドで、3日～2週間の利用が可能で、これは再利用が可能だそうであります。布団についてはレンタルで個人負担となっております。使用料は1泊2,000円で、冬は2,500円っていうことで、定住のための宅地は分譲地が用意してあるっていうことでもあります。今後の課題として、すぐに家を建てられない方にはアパートの検討も必要があるということだそうであります。また、情報などは先輩移住者などから相談して取り組んでいるということでもありますけれども、中川村の定住促進はどのようになっているか、村長も非常に興味あるけど、なかなか、村長、答えてもらえませんが、どのようにお考えか伺います。

○総務課長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきますけれども、10月に策定しました総合戦略では、基本目標の2つ目で未来を担う人材定着による人口の社会減の抑制、これの具体的な事業として子育て世帯向け村営住宅の建設、これを掲げております。重要業績評価指数、KPIは5年間の累計で20戸というふうにしております。具体的な位置等の検討はこれからとなりますけれども、家賃についても子育て世帯への支援の一つというような考え方で、アパート形式により低廉な家賃の住宅を提供した

いというふうに考えております。

また、基本目標の4つ目で人口減少下における地域の活力の確保の具体的な事業として地域力維持のための宅地分譲、村営住宅の整備を掲げております。これは、新たな担い手を迎えたい地区と調整し、担い手定住住宅を建設という曾我村長3期目の公約と考えは一緒のものでありまして、村内各地区へ呼びかけたところ、美里地区から具体的な場所も示していただき、手挙げが行われております。以前に村長以下で現場のほうも見させていただいているわけなんですけれども、たまたま、この総合戦略の策定ということが入ってまいりましたので、この中でどんなような扱いができるかなということもあわせながら検討を進めさせていただいております。今後、地区と一緒に候補地が適当かどうか、それから、手法がいろいろあるわけなんです、宅地分譲を行うのか、あるいは村営住宅の整備を行うのか、それと、地区のほうでも、その地区加入金の扱い等、地区の受け入れ態勢をどのようにしていただけるか、そんな点を協議をさせていただいて、方向づけを行っていききたいと、それと、他地区からは手挙げがないわけなんですけれども、そうは言っても、私たちも他地区を、いろんな地区を見る中で、やはり担い手が不足してきている地区、ございますので、引き続き呼びかけを行いまして、希望する地区へは、同様に協議を行っていききたいというふうに考えております。

それから、古民家の活用、空き家ということになるかと思っておりますけれども、現在、行っている空き家活用補助金を建物の除去にも対象とし、あるいは、空き家だけではなく、空き宅地の活用も進めていきたいというふうに考えております。

また、最近、取り組みだしておりますけれども、国が全国の自治体と共同して構築しておりますポータルサイト、全国移住ナビというのがございますけれども、そちらのほうに村のPRの映像、これと一緒に民間の不動産情報等も提供しております。さらに情報を集約しまして、一元的に提供できる体制を整備していけたらというふうに考えております。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) 今、丁寧な説明がありまして、来年は一步前に進めるかなあと、非常に楽しみにしておりますし、当地区においては、地区加入金は本当にわずかなあいさつ程度の金額を設けておりますので、特に問題がないかなと思っております。

それから、不動産情報もこれから流して下さるというわけではありますが、私、バンビーニへ行ってお母さん方と話しておったら、私は、今、松川町に暮らしていると、そして、伺ったら、実は中川村において、中川村でうちを建てる場所がなくて、やむを得ず松川町へ行ってうちを建てたと、非常に悲しい話を聞いてきましたけども、このことは、当初、村へ相談があったかどうかわかりませんが、私は、私どもや、こういった方に対するぬくもりっていうのは、村の責任って非常に重いのかなあとつくづく感じました。ぜひとも、今度は、宅地なんかの情報は、どこへ来ればたつとわかるよっていうことを、インターネットばかりじゃなくて、役場の広報なんかにも載せてもらって、そういった方々が安心して定住できる環境づくりをお願いしたいわ

けであります。

村長に、最後、お答えいただきたい。中川村では子育てしやすい村として自信を持てるかどうか、村長に伺いたいと思います。

○村 長 そのお話を、ご質問を聞いてぱっと思い浮かんだのは、やっぱり子どもの医療費ということについては、この上伊那で中川村が、一番、突破口を切り開く、その医療費の無料化っていうのを広げるきっかけをつくったなというふうなことは思っております。

いろんなことがあるので、非常に、一番いいかどうかとかですね、そういうふうなことは、医療のこと、学校のこと、買い物のこと、住宅のこと、いろんな要素があります。気温がいいとか、外で遊べるとかですね、いろんなことがあるかと思っておりますので、簡単に言えるお話ではないかと思っておりますけども、中川村の子どもたちは、本当に元気にやっているし、特に、たくさんね、子どもさんを持っていただいているおうちが多い、多子世帯というのかな、そういう方が増えているように思っておりまして、やっぱり1人産んだけど大変だったっていうのではなくて、2人目、3人目というふうな形でお子さんを持っていただけるっていうのは、ある意味、子育てしやすいことの証ではないのかなというふうに感じる次第でございます。

○6 番 (柳生 仁) 時間が来ましたので、以上で終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時15分とします。

[午後2時59分 休憩]

[午後3時15分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 小池厚議員。

○7 番 (小池 厚) 私は、さきに通告しました次の2点について村長の考えをただしたいと思います。

去る11月13日の夜9時から週末のにぎわいを見せていたフランス、パリの中心部で発生した同時テロ、自爆事件は、フランス軍が有志軍と共同でシリア国内で行っているイスラム国への空爆に対する報復と報じられております。計画的なテロで市民が犠牲になりました。すぐ隣のトルコでは、15日からG20が開かれ、早速、テロ対策が議題となりました。

怒りと憎悪からは、平和はかち取れないことを改めて知らされたと言えます。

改めて戦後70年の憲法の平和主義を誇らしく思っているところでございます。対話と協調を軸にした話し合い外交による国際平和を目指す努力をすべきだと国民の一人として感じた事件だったと思います。

それでは質問に入りますが、まず、第一はリニア建設と村の将来像についての関係についてです。この問題につきましては、今までに幾人もの議員から質問がされてきておりますが、9月の定例会後の、その後の動きを含めまして、具体的な考えをお聞

きしたいと思います。

最初に、8月31日の第5回の対策協議会を受けてJRと長野県に提出した要望書に対する文書による回答につきまして、これは、実際にいつあったのか、そこら辺を、まず、最初にお聞きをしたいと思います。

○総務課長

8月31日に開催した第5回リニア対策協議会において東海旅客鉄道株式会社に対する2回目の質問及び要望書、それから長野県知事に対する1回目の質問及び要望書について、ともに9月末日までの回答を求めるとして、それぞれ発送しましたが、長野県から回答の調整のため回答期限を10月15日まで延期してほしいという依頼があり、村としても、より具体的な回答が得られればとの思いから延期を了承しました。しかし、長野県からの実際の回答は10月23日となりました。

以上です。

○7 番

(小池 厚) 実はですね、12月の1日ですか、第6回の協議会があったわけで、その折にもJRのほうからパワーポイントの画面に10月15日という日にちが書いてあったもんですから、9月末までの回答ということで話があったはずだということで質問したんですが、今、総務課長からお話のあったようなことでございました。

私、思うにはですね、県も村もですね、同じ自治体でございます。中川村の場合は、実際に、工事によってですね、実害をこうむるっていいですか、影響を受ける町村、村でございますので、県のほうで南のほうのことだからというような、そんな考え方があるとすればですね、そこら辺は、もっと強く出て、どうして、その10月の半ばでないと回答ができないんだということまで問い詰めてしかるべきだと思ったわけです。そこら辺についてはどうされたか。

○総務課長

具体的にJRと調整事項があるので、9月末まではというようなお話しでした。はっきり言うと。私たちのほうは、JRとの調整事項って言われますと、どちらが松川インター大鹿線の工事をやるのかというふうなことに引っかかってくるのかなという、ちょっと期待もございまして、了解したということでもあります。

○7 番

(小池 厚) 私、前に県におったものとしてですね、本当に若干の憤りを感じておりますけれども、こういった実際に現時点で動いている問題についてですね、こういった紳士協定に反することをやった県についてはですね、やはり、それはそれとして厳しく問いただしてもいいと思います。今後、このようなことがないようにというふうな一くぎを刺していただきたいというふうに言っておきます。

その点はよろしいんですが、次にですね、先日、役場から主要地方道松川インター大鹿線の渡場交差点付近の改良のための測量立ち入りのお願い文が回覧になったわけでございます。私も地元ですので、回覧文を見たんですが、この件で飯田建設事務所のほうから役場のほうは何か話を聞いているのか質問いたします。

○建設水道課長

県道松川インター大鹿線の改良、安全対策につきましては、道路管理者である飯田建設事務所に対しまして、毎年、要望を行ってきたところであります。ようやく、渡場交差点付近の歩道設置等の改良に向けて、県のほうで、本年度、予算づけをしてもらいまして、現在、測量設計を行っているということで、ご案内のチラシのとおりで

ございます。

地元関係者へのお知らせにつきましては、飯田建設事務所の担当者と打ち合わせをしていただきました。それを受けて、地元総代さんと話をし、相談する中で、今回はお知らせ文書の回覧ということでよろしいということでありましたので、そうさせていただきます。

ただ、その中に今後の予定等が入っておりませんが、今後の予定につきましては、まだ現段階では固まっていないということでございましたので、今回につきましては測量に入らせていただくということのみのお知らせとさせていただきますのでございます。

○7 番 (小池 厚) 私もですね、その通知文を見て、手法としてですね、もう少し丁寧な対応をお願いしたかったかなというふうに思っております。

今回のですね、リニア建設では、現時点でですね、村内で唯一、影響を受ける地区が渡場でございます。その一人として、一遍の立ち入りをお願い文書で測量に入るのを承諾するのではなくて、事業の概要、また地元の要望などを事前に発注者側に伝える必要があったのではないかなというふうに思うわけです。

ちなみにですね、地元のある地権者からは、今回、余り協力できないような話も伝え聞いておりますので、そこら辺、もう少し親身になって対応するべきじゃなかったかなというふうに思います。

さらにですね、この事業が、県単独のですね、交通安全事業で施工されるということでは、長野県建設部の考え方で進められるということになるんですけども、県では、交通安全事業では路盤の改良はできないことになっております。となれば、工事施工までに振動対策として原因者であるJRに路盤の入れかえによる振動軽減措置を約束させる必要があり、事態は急を要するというふうに考えるんですが、村長はどのように考えますか。

○建設水道課長 路盤の入れかえにつきましては、ご指摘のとおり交通安全対策ではできません。

ただ、県と打ち合わせをする中でも、路盤の改良については、地元要望もあり、またリニア対策協議会でも出ているということは申し上げておまして、それについてはJRと協議をしていくという答えをもらっているところでございます。

○7 番 (小池 厚) 今の課長の答弁によりますと、JRと協議をするっていうんですが、それはJRと村と直に話をするんですか。県を間に挟んでやるんですか。そこら辺、確認をします。

○建設水道課長 JR東海と県とで、村は入っておりません。

○7 番 (小池 厚) わかりました。

実際にですね、あそこは洪水のときの遊水地になってきた場所であり、路盤は相当悪い、振動もあるというふうに聞いております。実際に、私、そこで振動を感じたわけではないんですが、したがってですね、これから先、ダンプの台数が多くなれば、近所に住まわれている方たちの日常生活に相当大きな影響があると思いますので、そこら辺は行政担当者としてしっかりと対応をお願いしたいと思います。

それでは、3つ目にですね、9月の議会のときにも質問したんですが、半の沢の桑園跡地への残土受け入れと、さらに、その奥である半の沢、沢ですね、涸沢ですけれども、橋の高さまで盛り立てて南陽地区へ仮設道路を開削し、大鹿方面への一般車両の迂回路に使用することについて、以前から、私ども、考えておったんですが、そういったことは考えられないか。村長、いかがでしょうか。

○建設水道課長

県道松川インター大鹿線の改良につきましては、J R 東海と県、それから大鹿村と一緒にあって、随時、協議を行ってきております。それで、現在、2本のトンネルの開削と県道改良についてが重要な検討課題となっていることはご案内のとおりであります。それで、迂回路につきましては、これからの話ということになっていまして、まだ具体的な話は出ておりません。

ただ、半の沢から南陽へ向ける道路の開削という話については、その打ち合わせの中では出ておりませんで、J R もしくは県が手がけるということは、現在、考えにくい状況にあるかなと思います。

それで、実際に新たに道路を開削するということになりますと、技術的にも財政的にも非常に厳しいものがあるということで、実現性は乏しいのかなあというふうに考えておるところでございます。

○7 番

(小池 厚) 私が、今、提案したのはですね、前からそういったお話があったんで提案したんですが、確かに、12月の1日にですね、その協議会へも、ある方から、半の沢を埋めて、そこら辺、迂回路にするといいですか、工事中道路にするというか、そういったことについては、非常にいろんな文献を引っ張ってきてですね、非常に危険だと、反論があるんだったら科学的根拠に基づいてやってみなさいというような意見書が出たんですけども、私、現地を見させていただきまして、あそこは流域面積が非常に小っちゃくてですね、雨量強度によりますが、豪雨があったとしても洪水が出るというような、土を盛ったとしてもね、出るようなことは考えられない。あそこを開削することによって、南陽、沖町、下平ですか、そちらのほうへ、要するに、一般車両を、工事期間中、迂回させる、そういうことによって、渡場の交差点への負荷を少しでも減らすことができる。工事完成後は、今度は、中川の中心部へですね、大鹿へ行った観光客を誘客できる、そういった道路にもつなぐことができる。あその道路は、過疎代行で、大草桑原線としてですね、2車線改良ができていたというメリットもありますので、実際に、この工事でですね、やる延長としては1kmくらいですね、工事区間になるということで、そういうのをJ R のほうに働きかければ、乗ってこない話ではないのではないかというふうに思うわけです。ぜひですね、こんなことについてはどうかなというのを村から県を通じてJ R のほうへ持ちかけるような努力をしてみたらどうかと、これが将来の中川の観光開発ですか、そこら辺にも寄与するんではないかというふうに考えるんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○建設水道課長

協議の場において、そういったお話があるということはお伝えをいたします。

○7 番

(小池 厚) ぜひですね、この機会にですね、そういったこともですね、やりながら、村に少しでもメリットのあるような取り組みをしたいというふうに思っております。

ます。

次に4番目ですが、また、竜東線からですね、国道153号へつながる道路として県道北林飯島線、北林から天の中川橋の間の拡幅改良をリニア関連事業として早急に事業化されるよう長野県に働きかける必要があると考えますが、村長の考えはいかがでしょうか。

○建設水道課長

北林飯島線ですけれども、現在、天竜川のほうから、一部、改良がされておりました、葛北のほうへ向かうところの交差点から上につきましては非常に狭い区間になっております。それで、その未改良区間の改良、具体的には2車線化ということであると思いますが、それにつきましては、毎年、県のほうへ要望を上げておりました、ことしも7月13日に現地調査を行って、伊那建設事務所長、県で2名、同行の中で要望を行ってきております。県道北林飯島線の改良については、長い坂工区の工事が、昨年、完成をしておりますので、県の今後の改良計画としては、この区間かなあというふうに思っております。そこにどういふふうに入れていってもらえるのかなあど状況だと思えます。

それで、リニア工事に伴う排出残土の運搬車両が、もし、この路線を通過するとなった場合には、当然、改良が急務になるというふうに考えますけれども、ただ、渡場から先の搬出先が、まだ確定しておりませんので、現段階では何とも言えない状況ではあります。

ただ、もし、そうなった場合には、渡場からのルートには人家も多くありますし、通学路も入っておりますので、住民生活に与える影響は大変大きいものがあるということもありまして、簡単に運搬路としての利用を了解するという話にはならないのかなあということも認識している次第でございます。

いずれにしろ、村としましては、そのリニアにかかわらず、引き続きこの路線の工事改良を県に要望していくということだというふうに考えております。

○村長

いろいろご質問いただきましたので、ちょっと私からも補足をさせていただいたほうがいかなあというふうに思えます。

一つ、渡場の交差点付近の路盤の改良ということでございますけれども、あれにつきましては、あの部分につきましては県道でございますので、あくまでも、これから路面を荒らすであろうJR東海さんと管理をする県とのお話というのが筋でございます。

ただし、中川村としましては、渡場の住民の皆さん方が一番しわ寄せを食うというふうな形でございますので、県に対しても要求、この間の協議会でも申し上げましたし、繰り返し申し上げておりますし、JRに対してもですね、ここのところで振動、あるいは粉じん、騒音等々が起こって、住民のほうでこんなことじゃあ困るという話になったときには、搬出の運行を差しとめてくれということになるから、一番困るのはJR東海ですよと、その辺、よく理解して、お金を出すのはJR東海でも、県でも、我々はどちらでもいいんだから、工事が始まる前に渡場の改良をしっかりとやらんと、そちら、後で困るんじゃないのというプレッシャーは、しっかりとJR東海に対して

も直接、村から——村からというよりも、私からかけているところでございます。

それから、半の沢のことでございますけども、ちょっと、きょう、お話にならなかったんで、半の沢の付近でどういうふうなことが、今、起こっているかということも少しお話させていただきたいんですけども、松川インター大鹿線の改良ということで、2本、トンネルを掘るといふようなお話は御存じかと思っておりますけども、そのトンネルを掘った掘削土の置き場として、県のほうから半の沢にそれを入れたいというお話がありました。もともと、大鹿村のほうがですね、松川インター大鹿線をいかに改良するかということが、もう長年の宿願ということもありましたし、そういう形で半の沢を埋め立て——半ば埋めて、何か水が抜けるような工夫をしながら、橋のかわりに松川インター大鹿線をよくするというのであれば、松川インター大鹿線の一部として掘削土を使うということであれば構わないんじゃないですかということを経野県さんのほうに申し上げた。つまり、県道の一部と、一部ということだから、何かあったときにも、未来永劫、県が責任を持つ、何か変なものが出てきたとか、あるいは崩れたとかいうときも、県が責任を持って直すということになりますから、それだったらいいよと、ただ、これは決定ではなくて、県のほうで測量をして、そういうことが、実際、可能かどうかのなかっていうことは、これから技術的な問題としてやるということになります。

今度、その半の沢の上流に向かってやっていく、埋めていく、上までというふうなことににつきましては、今、建設水道課長からお話があったように、いろいろ技術的には、前にも一度、そのことを計画しながら途中で無理だということで諦めて中止をしたというふうな話も聞いておりますし、実際、安全なのか、どうなのか、議員は大丈夫だとおっしゃるけども、ほかの見方もあるだろうし、専門の方の意見というはいろいろあるだろうし、軽々に、中川村からですね、そういうふうな意見もあるからというふうなことで上に上げるとですね、形としては中川村から上がってきた話というふうなことになるし、余り簡単に、その辺のことはできないなど、我々としても、安全なのか、どうなのかというふうなことについては、いろいろ話を聞いてですね、それを判断する能力があるかどうかはわかりませんが、そっちで聞いたから、ぱっとこっちに話をするっていうふうな形よりは、もう少し慎重に取り組んでいかななくてはいけないのかなというふうに感じているところでございます。

そういうところを、ちょっと補足をさせていただきます。

○7 番

(小池 厚) 補足の説明、ありがとうございました。

村長さんのお答えは、それで結構ですんで、私から言うと、もう少し積極性を持ってですね、このリニアの問題について取り組んでいただきたいと、村全体がですね、そういうことを、一言、加えさせていただきます。

それで、北林飯島線の関係ですが、先ほど言いました半の沢から南陽、沖町、下平、それで竜東線へ出ます。竜東線を南へ下ってきて、北林飯島線、石神から下り始めます。2車線改良ができますと、それを下って行って、あの立派な天の中川橋を通過して竜西へ出ると、これは、一般車両も使えることになりまして、資材運搬の車両も通れ

るということにもなります。そうすると、ルートがですね、2つできるわけですね。渡場の交差点を通るルートと天の中川橋を通るルート、ということで、かなり渡場の交差点に対しての負荷が少なくなるということがある。ちなみに、旧北林の集落のところは、既に、神垣沢ですかね？あの沢のところを、かなり土を捨ててきてございます。谷川へ耕地、大分、遊休農地がありますけれども、そこに土を盛らせてもらうことによって、さほどお金をかけなくても、北林の集会所のところまで2車改良できておりますし、残り区間が、そんな、1kmもないかもしれませんが、事業化できるのではないかと、手法としては他事業関連というような名目を使ってですね、事業を持ち込むことは可能であると、今、課長、言われましたように北林飯島線の長い坂が終わったということで、ついては、リニア関係で、続いてここを改良していただきたいと、延長は1km弱だと、なから、暫定的に道路も広がっているというような話をしながらですね、この際、お願いしたいということであれば、私どもも村も一緒になってですね、管理をする長野県の建設部のほうへ要請行動をする、そんなようなこともやっていいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、前向きに考えていただければというふうに思います。

いずれにしても、このリニア建設に絡んでですね、村が発展するような方策を、どちらにしてもですね、言い方は悪いんですけども、賢くですね、頭へ変なものをつけないほうがいいんですけども、やっていきたいというふうに思います。

それでは、次に2つ目の質問でございます。

地域包括支援システムの取り組みのその後についてお尋ねをしたいと思います。

去る11月の15日に、夜9時からですね、NHKで放送されました介護シリーズ認知症革命という番組があったんですが、これは、これからの私たちの取り組むべき内容に富んだものであったというふうに思います。よく言われているんですが、10年後、私ども団塊の世代がですね、後期高齢者群に入り、介護対象者が一気に多数派になる社会が到来することが考えられる中で、静岡県の富士宮市では8年前に、ある1人の認知症の人が言った「いつまでも社会の役に立ちたい。」という声にですね、その周りの賛同者が自然に集まって、その人を見守る、そういう人たちの集まりが広がっていき、現在では富士宮市内に4,000人いる認知症の人に対して見守り隊が約1万2,000人、実に1人に対して3人がかかわっている、そういった状況が生まれていると、これが行政側の働きかけではなくて市民の中から見守り隊の活動が生まれてきたと伝えておりました。

そこで、以前質問した折ですね、保健福祉課長から本年度中にモデルケースを幾つかつくりたいという答弁があったんですが、その後、現時点での取り組み状況を確認したいと思います。

○保健福祉課長

お話のありました地域包括ケアシステムにおけるモデルケースということでありませう。

本年度の中では、常設型のサロンの開設ということを目指しておったわけですが、結論から申しますと、現時点は、ちょっとストップをしている状態であります。

地域包括ケアシステムにおける生活支援サービスというのを考えますときには、地域における困りごと、してほしいことを把握をしていくということが必要になりますが、そのためには、気軽に寄れて話ができる場所、すなわち常設のサロンが有効であるというふうに言われております。

現時点では、個人の特定につながるのはよろしくないと思われまますので、片桐地区にとだけしておきますが、この常設のサロンを1カ所、設置をしようと思っておりました。サロンは、場所があるだけではだめで、常に誰かがいる状態でありたいので、ある高齢者の御夫婦に近所の空き家を使ってサロン開設への協力をお願いして、お茶飲みでいいならということの前向きに考えていただいております。また、地域の中で地域サロンのなどの場でお話をしていく中で、近在の集落の床屋さんから訪問利用もしてもらえそうだと、あるいは地区内の高齢になられた介護士さんが血圧測定くらいならできるよといった非常によい方向に進んでおったのですけれども、当事者の御主人が体調を崩されたことから頓挫をしたという状況になっております。

南向地区でも1カ所、これは、私どもが関与したというよりは、自主的にやられているんですけれども、サロンの開設を考えていただいている動きがあると聞いておりますが、まだ具体化できる段階ではないので、その状況で、現時点では、27年度中にモデルケースの立ち上げというのは難しい状況になってしまいましたが、先ほどのご質問でも答えましたが、来年度から生活支援コーディネーターと地域包括とでさまざまな地域の動きを発掘し、サポートしていきたいと思っております。

○7 番 (小池 厚) 今、次に質問したいことを保健福祉課長のほうからお答えをいただいたので、次の質問はですね、じゃあ、具体的に各地区で核になるところが必要になると思うんですけども、その施設をどこに持っていくかと、やはり箱物が必要だというふうに思うんですが、それを片桐地区、また南向のほうに1つあるようなことをおっしゃったんですが、そこら辺の動きをですね、実際、実になるようにしていただきたいというふうに思っております。

3番目ですが、今後ですね、各地期の住民の力で、包括支援、これを進めていくことになると思うんですが、富士宮市のような助け合いサロンのような場所で、みんなが集まってですね、各人が自分でできることで協力し合うシステム、これが一番いいと考えます。

行政としてどのような方策で取り組もうとしているのか、村長の考えはどうでしょうか。

○保健福祉課長 まず、ちょっと私のほうから飛ばされました2つ目の件について、質問について、若干補足をさせていただいて、3つ目の質問にお答えをしたいというふうに思います。

箱物が必要というふうなご質問でありました。

先ほど申しましたとおり、いつでも集える場所が必要なのでありまして、理想的には民家が使えるといいのかなというふうに思いますが、そのためには、当事者はもちろんですが、周囲の皆さんの理解が必要かなというふうに思います。

当面は、まず、集落とか地区という単位より、もう少し広い範囲を対象に公的なス

ペースを使って集える場所をつくり、そこから始めたらどうかなというふうに思っております。

個別な支え合いや生活支援サービスには、とりあえず要らないんですけれども、先ほど来、申しておりますように、個別、要するに課題を発見して共有していくためには、集える場所が、やっぱり、どうしても必要だということでもあります。いつでも寄れるというためには、毎日、開設ということが望ましいわけでもあります。賛同される方が大勢いらっしゃれば、例えば当番制で集会所を使うというようなことも可能だと思いますけれども、開設時間の自由度を考えると、やっぱり民家のほうがよいのかなというふうに思います。お茶飲み会のような形でもいいんですが、どうしても男性の参加が少ないようでもありますので、ときにはお酒も必要かなあというふうに思います。いずれにしても歩いて行けるところがよいというふうに言われているところでもあります。

地区という範囲の中では、適当な場所はすぐに出でこないと思いますし、何も地区に限定するという必要もありませんので、当面は理解を深めて機運を醸成していただくためにも、これも試験的になりますけれども、例えば、現在、チャオを使って、社協が週1回、縁側喫茶というのをやっておりますが、これを、例えば、もっと回数を増やしてできれば、平日、毎日とかにしてみるとか、例えば高齢者憩いの家などを使って簡易なデイサービスや家庭的なことをやってみてはどうかとか、集える場所をつくるってということから始めてみてはどうかあというふうに思っているところでもあります。

そういったことを続ける中で、住民の力で地域包括ケアを進めるために、どのような手法かということでもありますけれども、先ほどの6番議員の質問でも答えたわけがあります。課題を明らかにして、それを関係者で共有することでなすべきことを見出すという取り組みから始めるしかないかなあというふうに思います。地域づくりそのものということでもありますので、いろいろなところでこういった話がされるのはよいと思うんですが、地区というまとまりが一番取りかかりやすいのかなあというふうには思います。しかし、余り大上段に構えてしまいますと、えてして抽象的、関連的な話に終始しがちなので、細かな具体的課題を気軽に話し合える雰囲気にするっていうことが必要かなあというふうに思います。そのためには、地区よりも小さいまとまりのほうがいいのかもかもしれません。

ある地区の、例えばお話をするときに、地区内の女性の集まりでそういったことが話題になるようになってきたよというお話を聞きしました。議員、お話になりましたように、いわゆる2025年問題ということは、意識されている方は大分増えてきておられまして、自分たちも何かしなくちゃいけなくなってきたねといったことがちよくちよく話題には上るようになってきているのかなあというふうに思います。

先ほどもお話ししましたが、どうしても、こういったことには男性の参加が少ない傾向がありますので、そこをどうするかが課題かなあというふうに思っております。

先ほどとダブりますが、引き続き生活支援サポーター養成講座のようなものを開催

するとともに、村内のそういったサービスを担っていただける方々と一緒に集まって話す協議の場というのを設けて、具体的なサービスを徐々につくっていくしかないかなあと考えているところであります。

- 7 番 (小池 厚) 今、課長から、言ってみれば通り一遍の答弁をいただきましたが、もう少しですね、実際にやる気のある、そういった動きを感じるものをですね、お答えいただきたかったんですけども、いずれにしてもですね、もう3年間の猶予はあるにせよですね、実際に始めなきゃならないときが来ております。そんな中でですね、私どもも役場任せにはしません。実際、私どものところで、ある人から、私の置き土産として、やはり地域に、そういったサロンのなものをつくろうという、多分、課長とダブっているかもしれませんが、そういうお声を聞きました。私もですね、そういったところには協力してまいりたいというふうに考えております。やはり、まず、ひとつ具体的にですね、動き出すことによって、地域の結びつきがさらに強まりですね、助け合いの心が生まれてきて、それが地域のコミュニケーションというかですね、そういった力になっていくというふうに思いますので、コーディネーターの養成も結構でございますけれども、それは、養成をしてからということではなくて、そういった具体的な場所をですね、探し当てて動き出すと同時に、並行してですね、進めてまいり、そういった積極的性を持ってですね、やっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

- 議長 これ以小池厚議員の一般質問を終わります。
本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これで散会とします。
ご苦労さまでございました。

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時51分 散会]